

第2回自治基本条例に関する小委員会次第

日時：平成16年1月29日（木）

第6回上越地域合併協議会終了後

会場：上越市厚生南会館 大ホール

開会

1 審議

（1）審議内容について

（2）自治基本条例の制定の目的について

2 その他

閉会

自治基本条例・検討シート

検討項目 検討の到達目標 (第1回小委員会での意見)	小委員会	条例の在り方		条例の構成	条例の内容	
		制定の目的、在り方	類型	構成(17項目から)	具体的な項目(見出し)	まちづくりの基本理念等(条文)
案1：条例の在り方の検討 ・どのようなまちにしたいかという思いを委員が出し合うことから始めた方がよいのではないかと。 ・ランドデザインを基本に各地区の振興、住民参加など具体的なものを書くような基本構想にしてはどうか。 ・この条例は新市の憲法。粗削りでよいから、すべての基になるようにしてはどうか。	第2回	・制定の目的についてグループ協議				
	第3回	・制定の目的について全体協議 ・制定の在り方についてグループ協議				
	第4回	・制定の在り方について全体協議	・類型について全体協議			
	第5回	・協議会への報告文案を審議				
案2：条例の構成の検討 ・どのような項目(17項目)を盛り込むのが一番基本になるのではないかと。 ・新市建設計画の骨格(まちづくりの基本的な考え方)をどのように条例にできるか議論してはどうか。 ・骨格に主眼を置くところから始めてはどうか。	第2回	・制定の目的及び類型についてグループ協議				
	第3回	・制定の目的及び類型について全体協議 ・制定の在り方についてグループ協議				
	第4回	・制定の在り方について全体協議		・構成について全体協議		
	第5回	・協議会への報告文案を審議				
案3：具体的な項目(見出し)の検討 ・自治体としての構成の基本とまちづくりへの参加を条例で保障したい。	第2回		・類型について全体協議			
	第3回			・構成についてグループ協議 ・具体的な項目(見出し)についてグループ協議		
	第4回			・構成について全体協議 ・具体的な項目(見出し)について全体協議		
	第5回	・協議会への報告文案を審議				
案4：まちづくりの基本理念等(条文)の検討 ・21万人の市民が皆平等だというような考え方を提案して盛り込んでどうか。	第2回	・制定の目的について全体協議				
	第3回		・類型について全体協議			・まちづくりの基本理念等(条文)についてグループ協議
	第4回					・まちづくりの基本理念等(条文)についてグループ協議 ・まちづくりの基本理念等(条文)について全体協議
	第5回					・協議会への報告文案を審議

自治基本条例の類型について

自治基本条例と呼ばれる条例は、次の3つのタイプに区分することができる。

自治基本条例タイプ

住民自治に関する基本原則的な事項を規定し、他の条例に対し最高規範性を持つ。

住民参加条例タイプ

行政活動への住民参加に焦点を絞り、住民参加の制度などを定めたもの。

理念条例タイプ

住民自治や住民参加の在り方などまちづくりの理念的な部分に特化して条例化したもの。

本小委員会における自治基本条例の検討では、次のような方向性が考えられる。

自治基本条例の内容	理念	住民参加制度	
		上越市にあり	上越市になし
案1：上越市にある関連条例を廃止し、フルセット型の自治基本条例を制定する。	[完全な斜線領域]		
案2：理念条例タイプの自治基本条例のみを制定する。	[斜線領域]	[点線領域]	[空白領域]
案3：理念及び上越市にない制度について条例を制定し、既にある条例と合わせて自治基本条例と見立てる。	[斜線領域]	[点線領域]	[斜線領域]
案4：理念条例タイプの自治基本条例と上越市にない制度に係る条例を併せて制定する。	[斜線領域]	[点線領域]	[空白領域]
案5：上越市にない制度について条例を制定し、既にある条例と合わせて自治基本条例と見立てる。	[空白領域]	[点線領域]	[斜線領域]

凡例： 新たにつくるもの 既に上越市にあるもの 自治基本条例とする範囲

上越市における取組み（条例・憲章・宣言・要綱・指針）

（まちづくりへの参加の推進）

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例.....	1
上越市男女共同参画基本条例.....	2
上越市環境基本条例.....	5
上越市人にやさしいまちづくり条例.....	9
上越市景観条例.....	12

（政策の基本原則・方針）

上越市市民憲章.....	17
非核平和友好都市宣言.....	18
地球環境都市宣言.....	18
上越市民ごみ憲章.....	18
上越市民みどりの憲章.....	18
男女共同参画都市宣言.....	19
上越市生活環境の保全等に関する条例.....	19
謙信公アカデミー条例.....	23
上越市食料・農業・農村基本条例.....	24

（情報公開・共有等）

政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開に関する条例.....	28
上越市情報公開条例.....	29
上越市個人情報保護条例.....	33

（パブリックコメント等）

上越市行政手続条例.....	37
上越市オンブズパーソン条例.....	44
上越市パブリックコメント実施要綱.....	47

（財政（情報の公開・共有））

上越市財政状況の公表に関する条例.....	48
-----------------------	----

（総合計画策定等における市民参加や委員公募）

審議会の設置等に関する指針（抜粋）.....	49
------------------------	----

○人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例

平成9年3月27日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、法の下での平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念及び同和对策審議会の答申の精神にのっとり、同和問題の根本的かつ速やかな解決その他の人権擁護に関する基本的な事項を定めるとともにその積極的な推進を図り、もって差別のない明るい上越市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的に推進することにより、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない社会意識の形成その他の人権擁護に係る社会的環境の醸成を促進しなければならない。

2 市は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区に関する施策の推進に当たっては、その関係住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別その他の人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に人権を尊重し、国、県及び市が実施する同和問題の解決その他の人権擁護に関する施策に協力するものとする。

(被害者の救済)

第4条 市は、前条第1項に規定する行為に係る被害者を救済するため、必要な措置を講ずるものとする。

(総合計画の策定)

第5条 市は、第2条第1項の規定による施策の推進のため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上等についての総合計画を策定するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、前条の総合計画の策定及びその効果的な実施のため、必要に応じ実態調査及び意識調査を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、市民の同和問題に関する正しい認識の確立及び人権意識の高揚を図るため、人権に関する教育を充実するとともに、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成、地域・企業内啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、この条例に基づく諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係する部局相互の連携が図られるよう体制の整備を行うものとする。

2 市は、国、県及び人権擁護関係団体等との連携を図り、施策の推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市同和对策等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事項)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関し市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 人権擁護委員

(2) 民生委員

(3) 部落解放同盟上越支部の代表

(4) 学識経験者

(5) その他市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市同和対策審議会条例の廃止)

2 上越市同和対策審議会条例(昭和49年上越市条例第50号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の上越市同和対策審議会条例(以下「廃止条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、第11条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止条例第3条第2項の規定により委嘱された委員としての期間を通算するものとする。

○上越市男女共同参画基本条例

平成14年3月29日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画の促進に関する基本方針等(第10条・第11条)

第3章 男女共同参画の促進に関する施策等(第12条—第21条)

第4章 男女共同参画審議会(第22条—第26条)

附則

女性と男性は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在である。しかし、社会的文化的に作られた性差はあらゆる場面においてこれを妨げてきた。

1975年の「国際婦人年」をきっかけに、真の男女平等を目指す世界のうねりは、日本国内において進められてきた取組にも様々な影響を与えてきた。上越市では、1995年に「じょうえつ女性アクションプラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて新たな取組を進めてきた。しかし、いまだに性別による固定的な役割分担意識とそれに起因する社会慣行が見られ、男女の自立や多様な生き方を阻害する幾つかの課題が残されている。

上越市は、21世紀の幕開けに当たり、理想とする新たな都市像の一つとして「ヒューマン都市」を掲げて男女が共に社会に参画することの大切さを確認し、「男女共同参画都市」を宣言した。そして、今、私たちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野に共に参画できるまちを実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び地縁による団体その他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) クオータ制 市の政策又は事業者若しくは地縁による団体その他の団体(以下「地縁団体等」という。)の方針の立案及び決定に参画する男女の構成比について、あらかじめ目標を定める制度をいう。

(3) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内で、ク

オータ制の採用等により、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせること及び性的な言動を受けた相手方の対応を理由として当該相手方に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画についての基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の事項を基本理念として促進されなければならない。

- (1) 男女の人権を尊重し、直接又は間接を問わず性別による差別的取扱いをなくすとともに、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 生涯にわたる性と生殖に関する健康及び権利を尊重すること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)からの暴力的行為(心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)を根絶すること。
- (4) 市の政策又は事業者若しくは地縁団体等の方針の立案及び決定に男女が平等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が共に品位及び資質を高め、個人として能力を発揮できるように、男女平等の視点に立って社会における制度及び慣行を見直すとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活等を両立できるようにすること。
- (7) 男女共同参画の促進が国際社会における取組と密接に関係していることを理解すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の促進を市の主要政策の一つと位置付け、地域の実情を踏まえ、男女共同参画の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、相互に協力して男女共同参画の促進に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が平等に能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるとともに、個人としての能力を適正に評価するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するものとする。

(地縁団体等の責務)

第7条 地縁団体等は、基本理念にのっとり、その構成員の性別による固定的な役割分担意識を解消し、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画できる体制その他男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するものとする。

(禁止行為)

第8条 何人も、男女の人権を侵害する次の行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者に対する暴力的行為

(表現上の留意事項)

第9条 何人も、広く市民に提供する情報においては、次の表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識、配偶者に対する暴力的行為等を助長する表現及び連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の促進に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の精神がいかされるよう配慮しなければならない。

- 2 市は、市の政策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう積極的格差是正措置を講ずるとともに、事業者及び地縁団体等の方針の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう積極的格差是正措置が講ぜられるようにするものとする。

- 3 市は、男女共同参画の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者及び地縁団体等と積極的に連携して行うものとする。

(男女共同参画基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の促進に関する長期的な目標
- (2) 男女共同参画の促進に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ上越市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

第3章 男女共同参画の促進に関する施策等

(市における体制整備等)

第12条 市は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、別に条例で定めるところにより設置する男女共同参画推進センターを男女共同参画基本計画の推進及び男女共同参画の促進に関する市民の活動の拠点施設とするものとする。

(市におけるクオータ制の実施等)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関として置かなければならない委員及び委員会(以下「執行機関」という。)の委員を選任するときは、委員が男女同数(定数が奇数であるときは、男女の数の差が1人であることをいう。以下同じ。)となるよう配慮しなければならない。

- 2 市長及び執行機関は、それらの附属機関の委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するときは、委員その他の構成員が男女同数となるよう配慮しなければならない。

- 3 市長及び執行機関、ガス水道局並びに議会は、施策の策定及び実施に当たり会議等の機会を設けて市民等の意見を聴くときは、男女同数から意見を聴くよう配慮しなければならない。

- 4 議会は、その権限により執行機関並びに市長及び執行機関の附属機関の委員その他の構成員を推薦し、又は指名推選するときは、委員その他の構成員が男女同数となるよう配慮しなければならない。

- 5 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、職員を任用するときは、職員の男女の構成比に配慮するものとする。

- 6 任命権者は、女性職員の職域の拡大及び積極的な登用を図るとともに、職員が性別にかかわらず均等に研修を受けることができるよう配慮するものとする。

(社会環境の整備)

第14条 市は、女性の政治活動への参画が促進されるよう社会環境の整備に努めるものとする。

- 2 市は、事業者の事業活動及び地縁団体等の活動において、男女が平等に能力を発揮できるよう社会環境の整備に努めるものとする。

(男女共同参画に関する教育の振興等)

第15条 市は、幼稚園、小学校、中学校その他の学校及び保育所(以下「学校等」という。)において、男女共同参画の促進及び人権意識の確立に配慮した教育又は保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、学校等において、教育又は保育に携わる女性の積極的な登用が配慮されるとともに、男女が平等に能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第16条 市は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(広報活動の充実等)

第17条 市は、市民、事業者及び地縁団体等の男女共同参画に関する理解が深まるとともに、男女共同参画の促進に関する活動に対する意欲が高まるよう広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第18条 市は、市民、事業者及び地縁団体等の男女共同参画の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害者の救済)

第19条 市は、第8条各号に掲げる行為に係る被害者を救済するため、関係機関との連携を図りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出等)

第20条 市民は、市の施策が男女共同参画の促進を阻害すると認めるときは、その中止等必要な措置をとるべきことを市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、適正に対応しなければならない。

(施策の実施状況の公表)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第22条 男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第11条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が男女共同参画の促進に及ぼした影響を評価すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者
- (4) 地縁団体等の代表者
- (5) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第25条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(男女共同参画基本計画の特例)

2 この条例の施行の際、現に審議会に相当する組織の意見を聴いて定めた男女共同参画基本計画に相当する計画があるときは、第11条第3項の規定にかかわらず、審議会への報告をもって、当該計画を男女共同参画基本計画とすることができる。

○上越市環境基本条例

平成8年10月11日

条例第41号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本方針等(第8条・第9条)

第3章 環境の保全に関する施策等(第10条—第24条)

第4章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備(第25条・第26条)

第5章 環境審議会(第27条—第31条)

附則

私たちのまち上越市は、水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心をはぐくみながら栄えてきた。

しかし、近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着する中で、廃棄物の増大、生活排水による水質汚濁、地下水の大量くみ上げによる地盤沈下など、人々の活動が環境に与える負荷は、自然の持つ復元能力を超えるほど大きくなりつつある。

そして、生態系の微妙な均衡を失わせ、人類の生存の基盤である地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれが生じてきている。

もとより私たちは、健全で恵み豊かな環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を将来の世代に継承していく責務を有している。

それゆえ私たちは、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、今こそ地域から行動を起こし、国の内外の人々とも連携しながら積極的に環境の保全に取り組んでいかなければならない。

ここに私たちは、上越市に集うすべての人々の参加と協力により水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り継承していくことを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全についての基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、その環境の恵沢を享受するとともに、人類存続の基盤である限りある環境が良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動し、環境の保全上の支障を未然に防止するよう、適切に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、国の内外の地域と連携しながらすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として物の製造、加工又は販売を行わなければならない。

- (1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。
- (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。
- (3) 製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにすること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成するとともに、文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素の保全及び活用を図り、快適な生活環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用、廃熱の有効利用等による資源の循環的利用(以下「資源の循環的利用」という。)を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ上越市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の計画

の確定に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為
- (環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な金融上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全を図るための施設を整備するとともに、事業者及び民間団体によるこれらの施設の整備が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(調査及び研究の実施等)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制を整備するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第18条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷を低減するために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等と連携し、環境の保全に関する情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進のため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第23条 市は、市民等の意見を環境の保全に関する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第24条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策について議会に報告し、これを公表しなければならない。

第4章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備

(市民等との連携)

第25条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民等との連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第26条 市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、上越市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第28条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する30人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市民

(4) 事業者

(委員の任期)

第30条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第31条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市公害防止条例の一部改正)

2 上越市公害防止条例(昭和47年上越市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成14年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

○上越市人にやさしいまちづくり条例

平成11年3月24日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 基本方針等(第6条—第15条)

第3章 施設等の整備(第16条—第19条)

第4章 推進会議(第20条—第23条)

附則

人間としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、住み慣れた地域で安心して生活することができる社会の実現は、私たちすべての市民の願いである。

こうした社会を実現するためには、男性も女性も、若いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含め、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組んでいかなければならない。

上越市は、四季折々の美しい自然に抱かれ、薫り高い文化と、こまやかな人の心を育んできた。このかけがえのない風土を礎に、私たちは、すべての人にやさしいまちづくりを進めることを固く決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって人にやさしいまちづくりを推進することにより、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民の基本的な権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人にやさしいまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安全かつ快適に生活できるよう、あらゆる障壁のない社会環境の整備を図ることをいう。
- (2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とするものをいう。
- (3) 施設等 施設(設備を含む。以下同じ。)及び公共車両等をいう。
- (4) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、人にやさしいまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、人にやさしいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が相互に連携を図ることができるように必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市は、事業者及び市民が行う人にやさしいまちづくりに関する活動を支援するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人にやさしいまちづくりに努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。
 - 3 事業者は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、人にやさしいまちづくりについての理解を深め、自らそれに努めなければならない。
- 2 市民は、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。
 - 3 市民は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

第2章 基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第6条 市は、次に掲げる事項を基本として、人にやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 事業者及び市民が人にやさしいまちづくりについての理解を深め、積極的にこれを推進しようとする意識の高揚を図ること。
- (2) すべての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図ること。

(推進計画の策定)

- 第7条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、推進計画を策定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

(広報活動の充実等)

第8条 市は、人にやさしいまちづくりについて事業者及び市民が理解を深め、自発的に活動することを促進するため、人にやさしいまちづくりに関する広報活動を充実させるとともに、教育及び学習の振興に必要な施策を推進しなければならない。

(教育環境の整備)

第9条 市は、高齢者、障害者等の学習の機会の確保を図るため、高齢者、障害者等に配慮した教育環境の整備に必要な施策を推進しなければならない。

(就業の機会の確保等)

第10条 市は、高齢者、障害者等(子供を除く。以下この条において同じ。)の就業の機会が確保され、及び高齢者、障害者等に配慮した職場環境が整備されるように、事業者に対し必要な要請を行うものとする。

2 事業者は、高齢者、障害者等の就業の機会の確保及びその雇用する高齢者、障害者等に配慮した職場環境の整備に努めなければならない。

(保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供)

第11条 市は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉に関するサービスが効果的に提供されるように必要な施策を推進しなければならない。

(ボランティア活動の促進)

第12条 市は、事業者及び市民並びに特定非営利活動法人が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるように必要な施策を推進しなければならない。

(防災上の配慮等)

第13条 市は、防災、除雪等に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設等の確保等に必要な施策を推進しなければならない。

(重点推進地域の指定)

第14条 市長は、人にやさしいまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を期間を定めて重点推進地域として指定することができる。

2 市長は、重点推進地域を指定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。

(報告等)

第15条 市長は、この条例に基づいて実施した施策について、毎年、上越市人にやさしいまちづくり推進会議に報告し、及び市民に公表しなければならない。

第3章 施設等の整備

(市の施設の整備)

第16条 市は、その所有し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、及び整備を進めるように努めなければならない。

2 市は、新潟県福祉のまちづくり条例(平成8年新潟県条例第9号)第15条第1項に規定する特定公共的施設以外の市の施設について、同条例第10条第1項に規定する整備基準に適合させるように努めなければならない。

3 市長は、市の施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、必要に応じて上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴くものとする。

(事業者の施設の整備)

第17条 事業者は、施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用に配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、災害時に高齢者、障害者等が円滑に避難できるように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(住宅の整備等)

第18条 市民は、住宅の新築、増築及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の安全かつ快適な生活に配慮するように努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な生活に配慮した住宅を供給するように努めなければならない。

3 市は、高齢者、障害者等の居住環境を改善するため、必要な施策を推進しなければならない。

(公共車両等の整備等)

第19条 公共車両等を所有し、管理し、又は運行する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用が図られるように努めなければならない。

2 市は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な交通機関の利用が図られるように必要な施策を推進しなければならない。

第4章 推進会議

(設置)

第20条 人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市人にやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、人にやさしいまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 高齢者、障害者等
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第22条 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

○上越市景観条例

平成12年3月24日
条例第2号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 美しい景観の形成

第1節 景観形成基本計画(第7条)

第2節 景観形成地区(第8条—第14条)

第3節 景観形成重要資源(第15条—第19条)

第4節 景観形成に重大な影響を及ぼす行為(第20条—第23条)

第5節 景観を著しく阻害する要因に対する措置(第24条)

第6節 報告等(第25条)

第3章 市民主体による景観形成の推進(第26条—第28条)

第4章 上越市景観審議会(第29条—第32条)

第5章 雑則(第33条)

附則

景観は、その地域の風土やそこに生活する市民の文化をそのまま表現するものである。美しい景観は、都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、誇りと愛着を感じさせる。

私たちのまち上越市は、豊かな水とみどりにあふれている。自然は、四季の移り変わりの中で、古くから人々に潤いと恵みを与え、人々は自然と共存しながら長い年月をかけて歴史、文化をはぐくんできた。

春日山城跡や高田城跡、五智国分寺などの歴史的遺産をはじめ、雁が木、寺町、加賀街道の松並木に代表される歴史的まちなみは、いにしへの面影を今も私たちに伝え、広大な日本海や雄大な南葉の山々、そして山里のたたずまいや久比岐野に広がるのどかな田園風景は、上越市の原風景として、私たちの心のよりどころとな

っている。

都市の機能性や安全性のみならず、人間性を尊重した快適な生活が強く求められるこんにち、私たちは、これまで先人が大切に守りはぐくんできたこれらの共有財産を守り、いかにしながら、上越市固有の景観をつくりだし、快適で美しく、魅力にあふれた「みどりの生活快適都市」を実現していかなければならない。

私たちは、ともに力をあわせて自らの英知と情熱をかたむけ、景観が市民共有の財産であり、1人1人がまちづくりの主体であるという認識の下、地球環境との共生の中で、上越市をさらに住みよいまちに育て、次代の市民に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民参加の下で景観形成を推進することにより、快適で美しく、魅力にあふれるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、良好な景観及び事象を保全し、及び創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び同号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「広告物等」とは、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及び専らこれを掲出し、又は表示する工作物等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、景観形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるように努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、景観形成に先導的な役割を果たすように努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者が景観形成についての理解を深め、積極的にこれを推進することができるように、景観形成に関する意識の高揚及び支援に努めなければならない。

5 市は、必要に応じて、国、県その他の地方公共団体及び公共的団体等に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、地域の特性に配慮した景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が地域の景観に強く影響を及ぼすことを認識し、事業活動を行うに当たっては、景観形成に最大限の配慮をするとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。

(財産権等の尊重等)

第6条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 美しい景観の形成

第1節 景観形成基本計画

第7条 市長は、景観形成の総合的かつ計画的な推進を図るため、景観形成基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ上越市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 景観形成地区

(景観形成地区の指定)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地区を景観形成地区として指定することができる。

(1) 市の将来都市像とするみどりの生活快適都市の実現に向け、特に景観形成が重要と認められる地区

(2) 重点的に景観の改善を図る必要があると認められる地区

(3) 住民の自発的な景観形成に関する活動が活発で景観形成についての合意が図られている地区

(4) その他市長が必要と認める地区

2 市長は、景観形成地区を指定するときは、あらかじめ当該地区の住民及び利害関係人を対象に公聴会を開催するとともに、上越市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、景観形成地区の区域の変更及び指定の解除について準用する。
(地区景観形成計画及び地区景観形成基準)

第9条 市長は、景観形成地区を指定したときは、地区景観形成計画及び地区景観形成基準を定めるものとする。

- 2 地区景観形成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 景観形成の目標
 - (2) 景観形成の方針
 - (3) 地区景観形成基準の作成のための指針
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 地区景観形成基準は、地区景観形成計画ののっとり、景観形成地区の全部又は一部の区域について、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について定めるものとする。
 - (1) 建築物等の規模、敷地内における位置、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地内の修景に関する事項
 - (2) 広告物等の位置、規模、形態、数量、色彩及び表示の内容に関する事項
 - (3) 土地の形質に関する事項
 - (4) 樹木の態様並びに伐採する場合の位置及び規模に関する事項
 - (5) 屋外において物品等を集積し、又は貯蔵する場合の位置、高さ及び遮へいに関する事項
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 4 市長は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準の案を作成するときは、あらかじめ当該地区の住民及び利害関係人を対象に公聴会を開催しなければならない。
(景観形成地区協議会の設立等)

第10条 景観形成地区の住民及び利害関係人(以下「地区住民等」という。)は、市長に届け出て当該地区の景観形成を推進することを目的とする景観形成地区協議会(以下「地区協議会」という。)を設立することができる。

- 2 地区協議会は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準の案を作成することができる。
- 3 地区協議会は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準の案を作成するときは、あらかじめ地区住民等による意見交換会を開催しなければならない。
- 4 地区協議会は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準の案を作成したときは、当該案について市長の承認を受けなければならない。
(地区景観形成計画及び地区景観形成基準の決定等の手続)

第11条 市長は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準の案を作成するとき又は前条第4項の承認をしようとするときは、必要に応じて地区協議会及び上越市景観審議会の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準を決定しようとするときは、その旨を告示するとともに、当該告示の日の翌日から起算して30日間これらの案を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る地区住民等は、同項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して7日を経過する日までに、縦覧に供された案について、市長に対し意見書を提出することができる。
- 4 市長は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準を決定するときは、あらかじめ上越市景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準を決定したときは、その旨及び当該地区景観形成基準が適用される期日を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 前各項の規定は、地区景観形成計画及び地区景観形成基準の変更について準用する。
(地区景観形成計画及び地区景観形成基準の遵守)

第12条 景観形成地区において第9条第3項各号に掲げる事項に係る行為をしようとする者は、当該行為が地区景観形成計画及び地区景観形成基準に適合するように努めなければならない。
(届出)

第13条 地区景観形成基準に定める事項に係る行為のうち市長が定める行為をしようとする者は、当該行為を開始する日(当該行為の手続について他の法令の定めがあるときは、当該手続を行う日)の30日前までに、その内容を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに

市長に届け出なければならない。

- 3 第11条第1項から第5項までの規定は、第1項の規定による届出を必要とする行為の決定、変更及び廃止について準用する。

(助言及び指導)

- 第14条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により届け出られた行為が地区景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるように助言し、又は指導することができる。

第3節 景観形成重要資源

(景観形成重要資源の認定)

- 第15条 市長は、建築物等、樹木その他のもの及び音、風物詩等の事象(これらと一体となって景観を構成しているものを含む。)のうち市の景観上価値があると認められるものを景観形成重要資源として認定することができる。

- 2 市長は、景観形成重要資源を認定しようとする場合でその所有者(権原に基づく占有者又は管理者等がある場合は、これらの者を含む。以下同じ。)があるときは、当該所有者の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、景観形成重要資源を認定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 4 市長は、景観形成重要資源がその価値を失ったと認めるときは、認定を取り消すものとする。

- 5 第2項及び第3項の規定は、景観形成重要資源の認定の取消しについて準用する。

(景観形成重要資源の保全計画)

- 第16条 市長は、景観形成重要資源の保全計画を定めることができる。

- 2 保全計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保全の方針

(2) 管理上必要な措置

(3) その他市長が必要と認める事項

- 3 市長は、保全計画を定めるときは、あらかじめ上越市景観審議会の意見を聴くとともに、所有者の同意を得なければならない。

- 4 市長は、保全計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

- 5 前2項の規定は、保全計画の変更について準用する。

(保全計画の遵守)

- 第17条 保全計画が定められた景観形成重要資源の所有者は、保全計画に適合する管理を行うように努めなければならない。

(届出)

- 第18条 保全計画が定められた景観形成重要資源の所有者は、当該景観形成重要資源の現状を変更しようとするときは、通常の管理上の行為、軽易な行為その他規則で定める行為を除き、当該行為を開始する日(当該行為の手續について他の法令の定めがあるときは、当該手續を行う日)の30日前までに、その内容を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(助言及び指導)

- 第19条 市長は、前条の規定による届出に係る行為により景観形成重要資源の価値が損なわれると認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるように助言し、又は指導することができる。

第4節 景観形成に重大な影響を及ぼす行為

(景観形成に重大な影響を及ぼす行為の指定)

- 第20条 市長は、次に掲げる行為のうち特に景観形成に重大な影響を及ぼすと認める行為を景観形成に重大な影響を及ぼす行為として指定することができる。

(1) 一定の規模を超える建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、外観の模様替え及び色彩の変更その他これらに準ずる行為

(2) 一定の規模を超える広告物等の新設、増設、改造、移転、大規模の修繕、外観の模様替え及び色彩の変更その他これらに準ずる行為

(3) その他景観形成に影響を及ぼす行為

- 2 市長は、景観形成に重大な影響を及ぼす行為を指定するときは、併せて次に掲げる事項について定めなければ

ばならない。

- (1) 指定する地域
- (2) 指定する建築物等、広告物等その他のものの規模等
- (3) 景観形成を適切に誘導するための基準(以下「誘導基準」という。)
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 誘導基準は、第9条第3項各号に掲げる事項のうち必要と認める事項について定めるものとする。

4 第11条第1項から第5項までの規定は、景観形成に重大な影響を及ぼす行為の指定、指定の変更及び指定の解除並びに第2項各号に掲げる事項の決定、決定の変更及び決定の取消しについて準用する。

(誘導基準の遵守)

第21条 景観形成に重大な影響を及ぼす行為をしようとする者は、当該行為が誘導基準に適合するように努めなければならない。

(届出)

第22条 景観形成に重大な影響を及ぼす行為をしようとする者は、当該行為を開始する日(当該行為の手続について他の法令の定めがあるときは、当該手続を行う日)の30日前までに、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定は、第20条第4項において準用する第11条第5項の規定により告示された誘導基準が適用される期日から適用する。

(助言及び指導)

第23条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により届け出られた行為が誘導基準に適合しないと認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるように助言し、又は指導することができる。

第5節 景観を著しく阻害する要因に対する措置

第24条 市長は、建築物等及び広告物等並びに光、音、におい、水質等の環境的要素その他のものが景観を著しく阻害していると認めるとき又は阻害するおそれがあると認めるときは、その所有者又は原因者に対し、必要な措置を講ずるように協力を要請するものとする。

2 市長は、前項の規定により協力を要請するときは、必要に応じて上越市景観審議会の意見を聴くことができる。

第6節 報告等

第25条 市長は、第13条第1項及び第2項、第18条並びに第22条第1項及び第2項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者に対し、これらの規定により届け出べき事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による報告の求めに応じない者に対し、市長が定める期日までに報告するように勧告することができる。

第3章 市民主体による景観形成の推進

(景観形成市民団体の認定)

第26条 市長は、一定の地域における景観形成に寄与する活動を行うことを目的として市民により組織された団体のうち次に掲げる要件を具備する団体を景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) その活動が景観形成に有効と認められること。
- (2) その活動が財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。
- (3) その活動が地域住民の大多数の支持を得ていると認められること。
- (4) 規則で定める要件を具備する規約が定められていること。

2 前項の規定により景観形成市民団体の認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 景観形成市民団体が解散したときは、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったとき及び景観形成市民団体が第1項各号のいずれかの要件を具備しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(景観協定)

第27条 一定の区域に存する土地、建築物等、広告物等、樹木その他景観形成において配慮すべきものの所有者は、その位置、規模、形態、数量、色彩その他景観形成に必要な事項について互いに協定を締結すること

ができる。

- 2 市長は、前項の規定により締結された協定のうちその内容が景観形成に寄与すると認める協定を景観協定として認定することができる。
- 3 前項の規定により景観協定の認定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 4 景観協定を締結した者は、当該景観協定を変更し、又は廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による廃止の届出があったとき及び景観協定の内容が景観形成に寄与しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
(景観形成に寄与する活動等に係る助成等)

第28条 市長は、次に掲げるものの活動又は行為に係る経費の一部を助成することができる。

- (1) 地区協議会
 - (2) 景観形成地区において地区景観形成基準に適合する行為をしようとする者
 - (3) 景観形成重要資源の維持管理をする者
 - (4) 景観形成市民団体
 - (5) 景観協定に基づく行為をしようとする者
 - (6) その他景観形成に寄与する自発的な活動を行っている団体及び個人
- 2 市長は、景観形成に努めようとする者に対し、技術的援助を行うことができる。

第4章 上越市景観審議会

(設置)

第29条 景観形成に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、景観形成に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第30条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第31条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営等)

第32条 審議会の運営等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成12年7月1日から施行する。

○上越市市民憲章

昭和56年8月8日

制定

私たちのまち上越市は、輝かしい歴史のもと、四季おりおりの美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心をはぐくみながら栄えてきました。

私たち上越市民は、この伝統あるふるさとを愛し、緑あふれるふるさとに誇りを持ちつつ手を取りあって、さらに心豊かな市民生活と力強く躍進するまちを築くために、この市民憲章を定めます。

- 育てよう 豊かな緑が語りかけてくるまちを
- 守ろう 笑顔があふれる温かい家庭を
- 広げよう 心と社会に助け合いの輪を

- 一 ともそう 仕事に学問にたゆまぬ努力と創造の灯を
- 一 築こう 希望に輝くあすの上越を

○非核平和友好都市宣言

平成7年12月15日
議決

私たちの上越市は、美しい自然のなかに歴史や文化の息づく、薫り高いまちです。この郷土を大切に守り、生きがいのある豊かな社会を築いていくことが、今の私たち市民に課せられた使命だと思います。

私たちは、これを根底からゆるがし、人類の平和と地球環境を脅かす核兵器の使用・実験は容認できません。世界唯一の被爆国の国民として、すべての国のあらゆる核兵器がすみやかに廃絶され、恒久平和が確立されることを強く願うものです。

そのためにも私たちは、この上越市から姉妹都市や国際交流の輪を広げ、世界の人々と友好のきずなを強めながら、互いの繁栄を図っていきます。

私たちの上越市は、戦後50年の節目にあたり、平和を求める決意を新たにし、ここに「非核平和友好都市」とすることを宣言します。

上越市

○地球環境都市宣言

平成10年6月19日
議決

私たちのまち上越市は、古代から水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心をはぐくみながら栄えてきました。

こうしたなか、近年の社会・経済活動や生活様式の変化に伴って、地球温暖化、オゾン層や森林の破壊、野生生物の種の減少、さらには環境ホルモンによる影響などの問題が発生し、地球環境は私たちの生存をも脅かしかねないほど深刻な事態となっています。

地球に生を受けた私たちにとって、これらの問題の克服にむけた足元からの具体的行動こそ、いま求められている最も重要な課題であると思います。

そのため私たちは、進んで「みどりの生活快適都市・上越」を将来の都市像として掲げ、環境の保全・改善に努め、健全で恵み豊かな環境を次の世代に引き継いでいくことをめざします。

私たちのまち上越市は、環境問題を克服するための国際規格 ISO14001 の認証取得を契機として、地球市民の理念にたち、国の内外の人々とも連携しながら、環境に配慮したまちづくりを進めることを誓い、ここに「地球環境都市」を宣言します。

上越市

○上越市民ごみ憲章

平成12年3月21日
議決

私たち上越市民は、「みどりの生活快適都市・上越」をめざし、地球市民としてこの美しい自然と限りある資源を守るため、市民ごみ憲章を定めます。

- 一 まちをきれいにしましょう
 - 進んで美化活動をします
 - ポイ捨ては絶対にしません
- 一 ごみを減らしましょう
 - 最後までものを大切に使います
 - 余分なものは買いません
- 一 リサイクルをしましょう
 - ごみはきちんと分けて出します
 - 進んで再生品を使います

○上越市民みどりの憲章

平成13年3月26日

議決

私たち上越市民は、地球市民として、豊かな自然を尊とうとび、ひと・みどりが共に息づき、心豊かな美しいまちづくりをめざして、市民みどりの憲章を定めます。

- 一 みどりの大切さを学びます
みどりを知り、みどりの役割を学びます
- 一 みどりを守り育てます
山のみどり、田園のみどり、歴史のみどりを守り育て、市街地の中に花や木を増やします
- 一 みどりを次の世代に引き継ぎます
潤いと安らぎのあるみどりを未来に伝える責任を持ちます

○男女共同参画都市宣言

平成13年9月26日

議決

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

上越市

○上越市生活環境の保全等に関する条例

平成10年6月23日

条例第31号

上越市公害防止条例(昭和47年上越市条例第5号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 生活環境の保全(第7条—第32条)
- 第3章 地球環境の保全(第33条—第35条)
- 第4章 雑則(第36条—第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、上越市環境基本条例(平成8年上越市条例第41号。以下「基本条例」という。)の本旨を達成するため、生活環境の保全及び地球環境の保全に関し市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護し、良好な生活環境等を現在及び将来の市民に確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全 公害を防止すること等により大気、水、土壌等を良好な状態に保持することをいう。
- (2) 地球環境の保全 基本条例第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。
- (3) 環境への負荷 基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。
- (4) 公害 基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。

(市、事業者及び市民の責務)

第3条 市、事業者及び市民は、基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、それぞれの立場において生活環境の保全及び地球環境の保全(以下「生活環境の保全等」という。)に努めなければならない。

(土地の利用等における配慮)

第4条 市は、土地の利用、地域の開発等に関する計画の策定及び実施に当たっては、生活環境の保全等に配慮しなければならない。

(生活環境の保全等の状況の監視)

第5条 市は、国及び他の地方公共団体と協力して、公害の発生の状況その他の生活環境の保全等の状況の監視に努めなければならない。

(情報の整備)

第6条 市は、生活環境の保全等に関する必要な情報を市民及び事業者適切に提供するため、公害の発生の状況その他の情報の整備に努めなければならない。

第2章 生活環境の保全

(自動車の運行による公害の防止)

第7条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、低公害車(運行に伴い発生する排出ガスがなく、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。以下同じ。)への転換の促進、自動車の合理的な使用による交通量の抑制の促進、道路環境の改善等自動車の運行による公害の防止に関する総合的な施策を策定し、実施するように努めなければならない。

2 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車を購入し、又は使用するよう努めるものとする。

(粉じんの飛散防止)

第8条 事業者は、建築物の解体工事その他の事業活動に伴って発生する粉じんの飛散により周辺的生活環境を損なわないように必要な措置を講じなければならない。

(水環境の保全に関する施策の推進)

第9条 市は、水環境の保全に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するように努めなければならない。

(生活排水による水質の汚濁の防止)

第10条 市は、日常生活に伴って排出される生活排水による公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁を防止するため、公共下水道その他必要な施設の整備、市民への啓発その他の施策を実施するように努めなければならない。

2 市民は、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に努めるとともに、前項に規定する市の施策に協力しなければならない。

(建設工事による水質の汚濁の防止)

第11条 事業者は、建設工事に伴って発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(地盤の沈下の防止に関する施策の推進)

第12条 市は、地盤の沈下の防止に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するように努めなければならない。

(地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置)

第13条 事業者は、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、当該工事による地盤の沈下の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地下水の節水)

第14条 市、事業者及び市民は、地盤の沈下を防止するため、地下水を利用するに当たっては、その節水に努めなければならない。

(地下水のかん養)

第15条 市、事業者及び市民は、緑地の確保、水が地下に浸透しやすい素材を使用した舗装工事等により、地下水のかん養に努めなければならない。

(有害化学物質の適正管理)

第16条 人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれがある化学物質で市長が指定するもの(以下「有害化学物質」という。)及び有害化学物質を含む製品その他の物の製造、使用、処理、保管等を行う事業者(以下「有害化学物質製造等事業者」という。)は、有害化学物質が飛散し、流出し、又は地下へ浸透することのないように適正な管理に努めなければならない。

2 有害化学物質製造等事業者は、有害化学物質による環境の保全上の支障を防止するため、市長から必要な情報の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

3 市長は、有害化学物質により人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれがあると認めるときは、有害化学物質製造等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、有害化学物質製造等事業者が前項の規定による命令に従わないときは、当該命令の事実その他必要な事項を公表することができる。

(生活環境への配慮)

第17条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活に伴って発生する騒音、振動及び悪臭により周辺的生活環境を損なわないように配慮しなければならない。

(特定施設の設置の届出等)

第18条 大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭(以下「大気汚染等」という。)を生ずるおそれがある施設として規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)を設置しようとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 施設の種類

(4) 施設の構造

(5) 施設の使用の方法

(6) 大気汚染等の防止の方法

(7) その他規則で定める事項

2 現に設置している施設(設置の工事をしているものを含む。)が新たに特定施設として定められたときは、当該施設の設置者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設として定められた日から60日以内に、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更の届出)

第19条 前条の規定による届出をした者は、同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項の変更(以下「構造等の変更」という。)をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(計画変更等の催告等)

第20条 市長は、第18条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更(以下「特定施設の設置等」という。)が生活環境に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出のあった日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、特定施設の設置等の計画の変更又は廃止を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が合理的な理由がなく当該勧告の内容を履行しないときは、当該勧告の事実その他必要な事項を公表することができる。

(特定施設の設置等の制限)

第21条 第18条第1項及び第19条の規定による届出をした者は、当該届出をした日から60日を経過した後でなければ、特定施設の設置等をしてはならない。

2 市長は、特定施設の設置等が生活環境に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(事故時の措置)

第22条 特定施設の設置者は、当該特定施設の破損その他の事故が発生し、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその防止の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置について市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(氏名の変更等の届出)

第23条 特定施設の設置者は、第18条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の届出等)

第24条 特定施設の設置者から当該特定施設を譲り受け、相続し、若しくは借り受けた者又は合併により新たに特定施設の設置者となった者は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 特定施設を借り受けた者は、特定施設の設置者とみなして、第19条から前条まで及び次条の規定を適用する。

(廃止の届出)

第25条 特定施設の設置者は、当該特定施設の使用を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(揚水設備の設置等の届出等)

第26条 揚水設備(動力を用いて地下水(温泉を除く。以下同じ。)を採取する設備で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、工事に着手しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。揚水設備の構造等を変更しようとする者もまた同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、次に掲げる場合は、揚水設備を設置し、又は揚水設備の構造等を変更する工事の際に市の職員の立会いを受けなければならない。

(1) 規則で定める揚水設備(以下「特定揚水設備」という。)を設置する場合

(2) 構造等を変更し、特定揚水設備とする場合

(3) 特定揚水設備の構造等を変更する場合

3 第1項の規定による届出をした者は、工事の完了後速やかに規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(採取量の報告)

第27条 特定揚水設備の設置者は、規則で定めるところにより、当該特定揚水設備による地下水の採取量を測定し、市長に報告しなければならない。

(緊急時の措置)

第28条 市長は、地下水の採取により地盤の沈下が著しくなり、生活環境に被害が生ずるおそれがあると認めるときは、揚水設備の設置者の全部又は一部に対し、地下水の採取量の制限その他必要な措置をとることを求めることができる。

(準用)

第29条 第23条から第25条までの規定は、揚水設備の設置者について準用する。

(公害に係る苦情の処理)

第30条 市長は、公害に係る苦情が申し立てられたときは、速やかにその適正な解決が図られるように努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第31条 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対し公害の防止に関する協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、市長から前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

(公害防止の努力)

第32条 事業者は、法令及びこの条例の規定に違反しないことを理由として、公害防止のための努力を怠ってはならない。

第3章 地球環境の保全

(地球環境の保全に関する施策の推進)

第33条 市は、事業者及び市民の自主的な地球環境の保全の取組を支援するために必要な施策を策定し、実施するように努めなければならない。

(事業活動に伴う原因物質の排出の抑制等)

第34条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地球の温暖化の原因となる二酸化炭素等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン等の物質並びに酸性雨の原因となるいおう酸化物及び窒素酸化物が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業者及び市民は、市が実施する二酸化炭素の排出の抑制、フロンの回収等地球環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(資源及びエネルギーの節約等)

第35条 市、事業者及び市民は、資源及びエネルギーを節約すること等により地球環境の保全が図られるように自ら努めなければならない。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある施設の設置者又は揚水設備の設置者に対し、当該施設の状況又は揚水設備の稼働状況等について報告を求め

ることができる。

(立入検査)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入らせ、施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の上越市公害防止条例第11条の規定による協議をした者は、改正後の第18条第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 施行日前に、市長が定めるところにより揚水設備の設置の届出をした者は、改正後の第26条第1項前段の規定による届出をした者とみなす。

4 施行日前に、市長が定めるところにより揚水設備の設置の届出をした者については、施行日後2年を経過するまでは、改正後の第27条の規定は適用しない。

○謙信公アカデミー条例

平成13年3月28日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、明日の上越を担う人づくりについての基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、人づくりに関する施策の基本となる事項を定めて施策を推進することにより、豊かで住みよく、将来にわたって持続的に発展する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「謙信公アカデミー」とは、この条例に定める人づくりについての基本理念及び人づくりに関する施策の基本となる事項にのっとり実施される事業並びにその実施機関の総称をいう。

(人づくりについての基本理念)

第3条 人づくりは、人類発展の礎であることを認識し、多面的かつ継続的に行わなければならない。

2 人づくりは、21世紀のまちづくりの主役が市民一人一人であることを認識し、郷土が持続的に発展し、人及び環境にやさしい生活快適都市の実現に資する人材を育成するように行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める人づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人づくりに関する総合的かつ体系的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第5条 市は、人づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策相互の有機的な連携を図らなければならない。

(1) 国際的な見地で活躍できる人材を育成すること。

(2) 地方分権時代にふさわしい地方からの国づくりに資する人材を育成すること。

(3) 地域の発展に資する専門的知識を有する人材を育成すること。

(4) まちづくりの指導者となる人材を育成すること。

(5) 謙信公アカデミーにより育成された人材をまちづくりに活用すること。

(基本的な施策)

第6条 市は、地域の持続的な発展の礎となる有為な人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、学習及び研究機会を支援し、並びにそれらの情報の提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、謙信公アカデミーにより育成された人材をまちづくりに活用するために必要な施策を講ずるものとする。

る。

(評議会の設置)

第7条 謙信公アカデミーの運営に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、謙信公アカデミー評議会(以下「評議会」という。)を置く。

(評議会の組織)

第8条 評議会は、市長が学識経験者のうちから委嘱し、又は職員のうちから任命する10人以内の評議員をもって組織する。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、評議員が欠けた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 前3条に定めるもののほか、評議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

○上越市食料・農業・農村基本条例

平成12年3月24日
条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針(第7条・第8条)

第2節 食料に関する施策(第9条—第11条)

第3節 農業に関する施策(第12条—第17条)

第4節 農村に関する施策(第18条—第21条)

第5節 農業に関する団体への支援(第22条)

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会(第23条—第26条)

附則

農業は、私たちのいのちとくらしの原点であり、農村は、人と自然が豊かな触れ合いを保ちながら共生することができるかけがえのない場である。

私たちのまち上越市は、北と南の植生が交わり、ほとんどの作物が生育可能な広大な農地を有している。しかし、その農地が有効に活用されておらず、私たちが消費する食料の多くは他の地域に依存し、さらには、本来、自然の循環機能をいかした環境にやさしい産業である農業において、稲わら、家畜糞^{ふん}尿、食物残さなどの有機物資源が十分に活用されていない。

人口、食料、そして環境問題が地球的規模で課題となっているこんにち、私たちは、いま一度、地域の農業を見つめ直し、農業を魅力あるものとして、将来の世代に継承していかなければならない。

今こそ私たちは、有機栽培を中心とした環境にやさしい循環型の、持続的に発展する農業を確立し、地域内での自給を基本とした安全な食料の安定的な供給の下、都市機能と農村の持つ自然環境が調和する「みどりの生活快適都市」にふさわしいまち、いわば農都市の形成を図ることを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食料、農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、並びに市、農業者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する基本的な施策等を定めることにより、豊かで住みよい、環境の保全に配慮し持続的に発展する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(食料、農業及び農村のあり方についての基本理念)

第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることにかんがみ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び不測の事態への対応にも貢献することを目標に、安全な食料を安定的に供給することにより、将来にわたって消費者及び生産

者の安心を保障するものでなければならない。

- 2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全(上越市環境基本条例(平成8年上越市条例第41号)第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。)に配慮した農業の自然循環機能(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号。以下「法」という。)第4条に規定する自然循環機能をいう。以下同じ。)が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。
- 3 農村は、市の将来都市像とするみどりの生活快適都市にふさわしいものとなるよう、農村の持つ多面的機能(法第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。)を活用した生産、生活及び定住の場として調和のとれた空間とならなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び県と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うように努めるものとする。

(農業者等の責務)

第4条 農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の安定的な供給及び農村におけるまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、農都市の形成を目指すまちの住民であることを認識し、日常生活において地域で生産された食料を中心として消費するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、農都市の形成を目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、食料を使用するときは、地域で生産された食料を中心として使用するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、食料、農業及び農村に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 安全な食料を安定的に供給すること。
- (2) 地域で生産された食料による健康的な食生活の推進を図ること。
- (3) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び整備すること。
- (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。
- (5) 農業の自然循環機能を維持増進すること。
- (6) 契約栽培の推進等により生産者と消費者の連携を図ること。
- (7) 農村における計画的な土地利用の促進及び農村の住環境の整備を図ること。
- (8) 都市と農村との交流を促進すること。
- (9) 農村における国際交流及び農業による国際協力の推進を図ること。
- (10) 森林及び水産資源の保全に関する施策との連携を図ること。
- (11) 隣接する地方公共団体等と連携し、一体的な産地の形成及び地域間の交流を図ること。

(基本計画)

第8条 市長は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 食料自給率の目標
 - (3) 農地の有効利用に関する目標
 - (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構すべき施策
 - (5) その他市長が必要と認める事項

- 3 基本計画は、施策の効果を評価できるように定めるものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、市内における農産物の自給率をおおむね7割以上とするとともに、市内の農業生産及び食料消費に関する指針となるように、可能な限り品目別の目標値を定めるものとする。
- 5 第2項第3号に掲げる農地の有効利用に関する目標は、まちづくりの観点からの計画的かつ効率的な土地利用の促進に資することを旨とし、前項に規定する食料自給率の目標が達成できるように、農地の確保、積極的な水田の活用等についての目標値を定めるものとする。
- 6 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ上越市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 8 市長は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化並びに施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 9 第6項及び第7項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

第2節 食料に関する施策

(食料の安全性の確保等)

- 第9条 市は、市民が安心して消費できるように食料の安全性の確保及び品質の改善を図るため、品質に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、農業者及び農業に関する団体が遺伝子組換えその他の先端技術を利用する際には、食料の安全性が確保され、及び環境に及ぼす影響等について配慮されるように必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 市は、事業者が遺伝子組換えその他の先端技術が利用された食料を使用し、及び取り扱う際には、市民の健康に及ぼす影響等について配慮され、及び消費者の合理的な選択が行われるように必要な施策を講ずるものとする。

(流通の活発化)

- 第10条 市は、食料自給率の向上及び食料の安定的な供給を図るため、朝市の活性化、契約栽培の推進その他流通の活発化に必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)

- 第11条 市は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業と農業、流通、試験研究機関等との連携に必要な施策を講ずるものとする。

第3節 農業に関する施策

(自然循環機能の維持増進等)

- 第12条 市は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、有機栽培農法の推進、輪作体系の確立、環境の保全に貢献する作物の栽培の推進その他農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全の重要性にかんがみ、農業による環境への負荷(上越市環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。)の低減を図るため、農薬の使用縮減の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

- 第13条 市は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条の2第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市が参画し、又は関与する農業の経営体の設置及びその活動の推進
- (2) 農業経営の法人化の推進
- (3) 家族農業経営の活性化及び集落を基礎とした農業経営の推進
- (4) 新たに就農しようとする者への支援
- (5) 都市住民が農業を体験し、及び農業に参加する取組の推進
- (6) 農村における女性の地位の向上を基本とした女性の農業経営への参画の推進
- (7) 高齢者が生きがいを持って農業に携わることができる環境整備の推進

(農地の確保等)

第14条 市は、市内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、作業効率及び地力が高く、汎用利用が可能な優良農地の確保を図るため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、市街地にある農地が防災及び環境の保全に果たす役割の重要性にかんがみ、その保全その他必要な施策を講ずるものとする。

(生産の振興及び調整)

第15条 市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、高速交通施設、港湾施設等を活用した産地化の推進及び農業に関する団体と連携した全国的な調整による適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、食料自給率の向上を図るため、大豆栽培等による積極的な水田の活用及び地域内調整の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究及び技術開発の推進)

第16条 市は、関係機関等との連携を強化し、地域の特性をいかした農業並びに食品の加工及び流通に関する研究及び技術開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(農業経営の安定)

第17条 市は、農産物の価格の著しい変動等が認定農業者、新たに就農しようとする者等の農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、産地化の推進を図るべき作物の栽培、新たな農業技術の導入等による収量、価格等の不安定さが農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

第4節 農村に関する施策

(農村の総合的な振興)

第18条 市は、市内の秩序ある土地の利用並びに良好な景観の保全及び創造に配慮しつつ、農業集落排水及び並木道の整備等地域の特性に応じた農村における快適な生活環境の整備その他農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。

(良好な定住の場の形成)

第19条 市は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第3条第1項の規定により定めた基本方針にのっとり、農村における良好な定住の場の形成を図るため、人と自然が共生できる優良な住宅の建設の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(良好な交流の場の形成)

第20条 市は、都市住民及び次代を担う子どもと農村との交流の機会を増進するとともに、市民が農業及び農村に対する理解と関心を深め、自然を守り、はぐくんでいく基盤の整備を図るため、山里自然公園、市民農園等の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等への支援)

第21条 市は、中山間地域等(法第35条第1項に規定する中山間地域等をいう。)の多面的機能の確保を図るため、適切な土地利用の調整及び生産調整における地域内調整に配慮し、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策を講ずるものとする。

第5節 農業に関する団体への支援

第22条 市は、農業に関する団体が基本理念の実現に資することができるように、その組織の効率化の支援その他農業に関する団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第23条 食料、農業及び農村に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料、農業及び農村に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

(1) 農業者

- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) 都市住民
- (5) 農業に関する団体の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者

(委員の任期)

第25条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

○政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開に関する条例

平成7年9月29日

条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づき、上越市長(以下「市長」という。)の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等の作成)

第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)
預金、貯金及び郵便貯金の額
- (5) 金銭信託 金銭信託の元本の額
- (6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)
種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)
- (7) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。) 種類及び数量
- (8) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称
- (9) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額
- (10) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額

2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなつた前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。

(所得等報告書の作成)

第3条 市長(前年1年間を通じて市長であつた者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となつたもの)にあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であ

った者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に作成しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社等報告書の作成)

第4条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に作成しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 前3条の規定により作成された遺産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日において市長である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。

3 前項の規定により作成された資産等報告書については、第5条の規定を準用する。

附 則(平成13年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開に関する条例の規定は、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)の施行の日から適用する。

○上越市情報公開条例

平成8年3月28日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開し、市政に関する市民の知る権利を保障することにより、市民の市政への参加をより一層推進するとともに、市政の公正な運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、帳票、図画、磁気テープ、マイクロフィルム等で当該実施機関が管理しているもの(以下「公文書」という。)に記録されているものをいう。

2 この条例において「情報の公開」とは、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

3 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、知る権利の意義を認識し、情報の公開を求める市民の権利を尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報の取扱いについては、プライバシーの保護の観点から最大限の配慮をしなければならない。

(情報の公開を受けたものの責務)

第4条 情報の公開を受けたものは、この条例の目的に即し、当該情報を適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求することができるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び市内に存する学校に在学する個人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものに対しても、情報の公開に努めるものとする。

(情報の公開義務)

第6条 実施機関は、情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)があったときは、当該公開請求に係る情報が次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、当該情報の公開をしなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、情報の公開をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(以下「個人情報」という。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、情報の公開をすることが公益上必要と認められるもの

エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名の情報(情報の公開をすることにより当該公務員の権利利益を著しく害するおそれがあると認められるものを除く。)

オ 予算(交際費、旅費、食糧費及び政務調査費に限る。)の執行に関する情報に含まれる個人の職及び氏名の情報(情報の公開をすることにより当該個人の権利利益を著しく害するおそれがあると認められるものを除く。)

カ 実施機関が情報の公開を必要と認めて、本人からその承諾を得た個人情報

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、情報の公開をすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の行為によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、情報の公開をすることが必要と認められる情報

イ 法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から市民の生活を保護するため、情報の公開をすることが必要と認められる情報

- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等(国及び他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における意思形成過程の情報で、情報の公開をすることにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

- (5) 立入り、検査、監査等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の関係資料、契約の予定価格、試験の問題

及び採点基準、職員の身分取扱い、用地買収計画等市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報で、情報の公開をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(6) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、情報の公開をすることにより国等との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(7) 情報の公開をすることにより人の生命又は身体の保護、財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(情報の部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書が非公開情報とそれ以外の情報とから成る場合で、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非公開情報を除いて、これを公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、情報の公開をしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該情報の公開をすることができる。

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、請求書を提出しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求を受理した日から起算して14日以内に、当該情報の公開をするか否かの決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。

2 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに当該公開決定等の内容を書面により公開請求者に通知しなければならない。この場合において、情報の公開を否とする決定をしたときは、その理由を記載するとともに、その理由がなくなる時期が明らかである場合には、その時期を明示しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、延長の理由及び公開決定等を行うことができる時期を、公開請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、公開請求に係る情報を保有していないときは、速やかにその旨を書面により公開請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前各項の規定にかかわらず、公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する決定をすることができる。この場合において、速やかにその旨を書面により公開請求者に通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第11条 実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該公開請求に係る公文書に国等及び公開請求者以外のもの(以下この条及び第15条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が不明な場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報の公開をしようとする場合であって、当該情報が第6条第2号ウ及び第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報を第8条の規定により情報の公開をしようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項の規定による情報の公開をする決定(以下「公開決定」という。)をするときは、当該公開決定の日と情報の公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければ

ばならない。この場合において、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに情報の公開をする日を書面により通知しなければならない。

(情報の公開の実施)

第12条 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の保存のため必要があるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の複製により情報の公開をすることができる。

(費用負担)

第13条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書(その複製を含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続等)

第14条 実施機関は、公開決定等及び第10条第5項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに上越市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問をしなければならない。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに不服申立てに対する決定を行わなければならない。

3 第10条第4項の規定による通知を受けたものは、実施機関が当該公開請求に係る情報を保有していないことについて、当該通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に再調査の請求をすることができる。

4 実施機関は、前項の請求があったときは、速やかに審査会に調査させ、その結果を当該請求者に通知しなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第15条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報の公開をする旨の決定(第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(目録の作成)

第16条 実施機関は、公開請求の利便に資するため、公文書の目録を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年度、各実施機関によるこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(情報の提供)

第18条 実施機関は、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとする。

(出資法人等の情報公開)

第19条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、経営状況を説明する文書その他の保有する文書等の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書等であって実施機関が保有していないものについて公開の請求があったときは、当該出資法人等に対して当該文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(適用除外)

第20条 この条例は、法令、他の条例等の規定により情報の公開その他これに類する手続が定められている場合における当該手続については適用しない。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的とし、又は一般に周知若しくは配布することを目的とする公文書については適用しない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

2 この条例は、平成8年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書に係る情報について適用する。

3 実施機関は、平成8年4月1日前に作成し、又は取得した公文書に係る情報についても、公開するよう努めなければならない。

附 則(平成 14 年条例第 9 号)
この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

○上越市個人情報保護条例

平成 8 年 3 月 28 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において「個人情報」とは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で、文書、帳票、図画、磁気テープ、マイクロフィルム等に記録されているものをいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局及び議会をいう。
- 3 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する個人及び市内に住所を有しないが市に個人情報が管理されている個人をいう。
- 4 この条例において「事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体及び市内にそれらを有しないが市民の個人情報を取り扱う個人、法人その他の団体をいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、市民の基本的人権を尊重して、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、市民の基本的人権を侵害することのないようにするとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

(適正な収集)

第 6 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌する業務の遂行に必要かつ最低限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令及び条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又はあらかじめ上越市情報公開・個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申に基づき収集するときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び社会的差別の原因となる社会的身分等に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

(収集の手続)

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、審議会に諮問し、その答申に基づき行い、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

- (1) 業務の名称
 - (2) 収集の目的
 - (3) 収集する個人情報の項目
 - (4) 収集の方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及びその答申を経ることなく個人情報を収集する

ことができる。

- 3 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集したときは、速やかに、第1項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項又は前項の規定により登録した業務を廃止したときは、審議会に報告しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的等を明示し、本人(その代理人を含む。以下この条及び第10条において同じ。)から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公知のものであるとき。
 - (4) 人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 2 実施機関は、前項第3号から第5号までの規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その目的、収集した個人情報の項目等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、通知しないことについて合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。
 - 3 実施機関に対する申請、届出その他これらに類する行為により当該行為を行った者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、第1項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(適正な管理)

第9条 実施機関は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を定めるとともに、次の事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
 - (2) 個人情報を正確かつ最新なものとすること。
- 2 実施機関は、個人情報の保管の必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報について、第7条第1項又は第3項の規定により登録した収集の目的以外の目的への利用(以下「目的外利用」という。)及び実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、本人の同意があるときその他公益上必要があると認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供をするときは、審議会に諮問し、その答申に基づき行い、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。
 - (1) 第7条第1項又は第3項の規定により登録した業務の名称
 - (2) 利用又は提供する目的
 - (3) 利用又は提供する個人情報の項目
 - (4) 利用又は提供する方法
 - (5) 利用又は提供する相手先
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 実施機関は、公益上の必要により個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、その目的、利用又は提供した個人情報の項目等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、通知しないことについて合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。

- 4 実施機関は、第2項の規定にかかわらず、人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及びその答申を経ることなく個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる。

- 5 実施機関は、前項の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、速やかに、第2項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。

- 6 実施機関は、第2項又は前項の規定により登録した目的外利用又は外部提供を廃止したときは、審議会に報告しなければならない。

(コンピュータの結合の制限)

第11条 実施機関は、コンピュータにより個人情報を取り扱う場合において、実施機関以外のものが管理するコンピュータと通信回線等による結合を行ってはならない。ただし、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、この限りでない。

(自己情報の開示請求権)

第12条 市民は、実施機関に対し、実施機関が管理している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧及び写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

2 実施機関は、法令等の規定により開示することができないとされている個人情報を開示してはならない。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報で、開示しないことが明らかに正当であると認められるもの

(2) 開示することにより実施機関の業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる個人情報

4 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前2項に規定する個人情報が含まれる場合で、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いてこれを開示しなければならない。

(自己情報の訂正請求権)

第13条 市民は、自己情報について事実との相違があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

(自己情報の削除請求権)

第14条 市民は、自己情報が第6条から第8条までの規定に反して収集されていると認めるとき又は第9条第2項の規定に反して保管されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

(自己情報の目的外利用等中止請求権)

第15条 市民は、自己情報が第10条の規定に反して利用若しくは提供され、又はされようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(請求の手續)

第16条 第12条から前条までの規定による請求をしようとする者は、実施機関に対し、請求書を提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出に際しては、本人であることを証する書類を提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して14日以内に、当該請求に応ずるか否かを決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、請求に応じない旨の決定をしたときは、その理由(開示の請求に応じない旨の決定をした場合でその理由がなくなる時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を記載しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、延長の理由及び決定をすることができる時期を、請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示の請求に係る個人情報を保有していないときは、速やかにその旨を書面により請求者に通知しなければならない。

(決定後の措置等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により請求に応ずることを決定したときは、速やかに当該個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の措置を採らなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の措置を採ったときは、当該個人情報に係る目的外利用又は外部提供を行っているものに通知しなければならない。

3 第1項の規定により開示を受ける者は、開示に際し、本人であることを証する書類を提示しなければならない。

4 実施機関は、個人情報の保存のため必要があるときその他相当の理由があるときは、当該個人情報の複製により開示をすることができる。

(請求の手續等の特例)

第18条の2 第16条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める個人情報についてICカード(半導体集積回路を一体として組み込んだカードで市長が別に定めるものをいう。)を使用して第12条第1項の規定による請求をするときは、請求書の提出及び本人であることを証する書類の提示を要しない。

2 第17条第2項前段及び第4項の規定にかかわらず、前項に規定する請求であるときは、書面によらない方法により通知することができる。

3 前条第3項の規定にかかわらず、第1項に規定する請求に係る開示であるときは、本人であることを証する書類の提示を要しない。

(利用及び提供の停止)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求書(開示に係るものを除く。)の提出があったときは、実施機関の業務の遂行に著しい支障が生ずる場合を除き、第17条第1項の決定をするまでの間(請求に応ずる旨の決定をしたときは、前条第1項の措置を採るまでの間)、当該個人情報の利用及び提供を停止しなければならない。

(費用負担)

第20条 第18条第1項の措置に係る手数料は、無料とする。

2 自己情報(その複製を含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続等)

第21条 実施機関は、第17条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに上越市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに不服申立てに対する決定を行わなければならない。

3 第17条第4項の通知を受けた者は、実施機関が当該開示の請求に係る個人情報を保有していないことについて、当該通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に再調査を請求することができる。

4 実施機関は、前項の請求があったときは、速やかに審査会に調査させ、その結果を当該請求者に通知しなければならない。

(委託の制限)

第22条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合、又は審議会に諮問し、その答申に基づき行う場合を除き、個人情報の取扱いに係る業務を事業者に委託してはならない。

2 委託を受けた事業者は、委託された業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(目録の作成)

第23条 実施機関は、市民による個人情報の検索に資するため、その目録を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第24条 市長は、毎年度、実施機関によるこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(適用除外)

第25条 この条例は、法令、他の条例等の規定により個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の手続その他これらに類する手続が定められている場合における当該手続については適用しない。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については適用しない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有する個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなし、実施機関は、この条例の施行後速やかに、第7条第1項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。

3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報の目的外利用及び外部提供は、この条例の相当規定により行われたものとみなし、実施機関は、この条例の施行後速やかに、第10条第2項各号に掲げる事項

を審議会に報告し、登録しなければならない。

- 4 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報の取扱いに係る業務の事業者への委託は、この条例の相当規定により行われたものとみなし、実施機関は、この条例の施行後速やかに、その内容を審議会に報告しなければならない。
- 5 上越市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(昭和62年上越市条例第32号)は、廃止する。

附 則(平成13年条例第48号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第3号で平成14年2月18日から施行)

○上越市行政手続条例

平成8年12月16日

条例第47号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 申請に対する処分(第4条—第10条)

第3章 不利益処分

第1節 通則(第11条—第13条)

第2節 聴聞(第14条—第25条)

第3節 弁明の機会の付与(第26条—第28条)

第4章 行政指導(第29条—第33条)

第5章 届出(第34条)

第6章 補則(第35条)

附則

第1章 総則

(目的等)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等をいう。
- (2) 条例等 条例及び執行機関の規則(規程を含む。)をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の

者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であつて、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決によってされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 地方税の犯則事件に関し徴税吏員がする処分及び行政指導
- (4) 学校において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導
- (5) 市の職員又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導
- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導
- (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (10) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續においてされる処分及び行政指導

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第4条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。

(標準処理期間)

第5条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準処理期間」という。)を定めるものとする。

2 前条第3項の規定は、標準処理期間について準用する。この場合において、同項中「審査基準」とあるのは、「標準処理期間」と読み替えるものとする。

(申請に対する審査及び応答)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下この章において「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第7条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第8条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の

見通しを示さなければならない。

- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報を提供しなければならない。

(公聴会の開催等)

第9条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第10条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めなければならない。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第11条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「処分基準」という。)を定めるものとする。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、その事務所における備付けその他の適当な方法により処分基準を公にしておかななければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

- (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

- (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が推測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

- (5) 条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの(以下この号において「証明書類」という。)について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正(追加を含む。以下この号において同じ。)をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

(6) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

(不利益処分の理由の提示)

第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第16条 第18条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第17条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
- 4 行政庁は、第1項の資料に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(聴聞の主宰)

第18条 聴聞は、行政庁が指名する職員(条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員を含む。)が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第19条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第20条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第21条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が不明なときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第22条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第20条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第20条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当

期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第23条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第24条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第25条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第23条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第26条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第27条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。次項及び次条において同じ。)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

2 前項の書面においては、弁明書の提出期限までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる旨を教示しなければならない。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項、第15条及び第17条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知」とあるのは「弁明の機会の付与の通知」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第2項中「当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて」とあるのは「当事者が口頭による弁明の際に」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第29条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第30条 申請(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))に基づくものを含む。以下この条において同じ。)

の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。ただし、当該申請をした者の権利の行使が公益を著しく害すると認められるときは、当該行政指導を継続するとともに、必要に応じ、当該行政指導の事実その他必要な事項を公表することができる。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第31条 許認可等(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))に基づくものを含む。以下この条において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの(複数の者を対象とする行政指導)

第33条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

第5章 届出

(届出)

第34条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第6章 補則

(写しの交付)

第35条 審査基準、標準処理期間及び処分基準並びに第33条の規定により定められた事項(公表されたものに限る。)を記載した書面の写しを必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2 当事者等は、第17条第1項(第28条において準用する場合を含む。)の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)の写しの交付を求めることができる。

3 当事者又は参加人は、第23条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。

4 第1項の規定は行政庁が定めた行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第5条第1項の基準、法第6条の期間及び法第12条第1項の基準を記載した書面について、第2項の規定は法第18条第1項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)について、前項の規定は法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について、それぞれ準用する。

5 前各項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を上越市情報公開条例(平成8年上越市条例第1号)による公文書の写しの交付の例により負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第14条第1項又は第27条第1項の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(上越市印鑑条例の一部改正)

- 4 上越市印鑑条例(昭和50年上越市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

- 5 上越市認可地縁団体印鑑条例(平成5年上越市条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市市税条例の一部改正)

- 6 上越市市税条例(昭和46年上越市条例第77号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○上越市オンブズパーソン条例

平成15年6月19日

条例第29号

(設置)

- 第1条 市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政に関する苦情を簡易かつ迅速に処理し、及び市政を監視し、並びに市政の過誤等の是正又は改善のための意見の表明、勧告又は提言を行うことにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政の一層の進展及び市政に対する信頼の確保に資するため、上越市オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市政の過誤等 市の機関又は職員の過誤又は怠慢、年数の経過等により制度が社会情勢に比して不適切な状態であることその他市政に関する苦情の原因となる事実をいう。
- (2) 意見の表明 市政の過誤等が軽易な事項に属し、運用の改善により容易に処理できると認める場合に、問題を指摘し、その改善を求めることをいう。
- (3) 勧告 市政の過誤等が違法又は不当な状態にあると認める場合に、その是正又は改善のための措置(以下「是正等の措置」という。)を講ずるよう求めることをいう。
- (4) 提言 市政の過誤等が制度の不適切な状態が原因と認める場合その他制度そのものが原因と認める場合に、制度の改善を求めることをいう。

(オンブズパーソンの職務)

- 第3条 オンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市政に関する苦情の申立てを受け付け、必要な調査を行い、迅速に処理すること。
- (2) 市政を監視し、自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。
- (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見の表明、勧告又は提言をすること。
- (4) 意見の表明、勧告及び提言の内容、これらに対する市の機関の報告の内容並びにオンブズパーソンの職務の遂行の状況を公表すること。

(対象事項)

- 第4条 オンブズパーソンの職務の対象となる事項は、市の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為で次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 議会に関する事項
- (2) 判決等(裁判所における判決、決定、命令又は調停その他法令に基づく紛争を解決するための機関による決定、裁定等をいう。)により確定した権利関係に関する事項
- (3) 裁判所等(裁判所その他法令に基づく紛争を解決するための機関をいう。)で係争中の事項
- (4) 監査委員が監査の請求に基づき、監査しようとしている事項及び現に監査を行っている事項
- (5) 職員の勤務条件又は身分に関する事項
- (6) オンブズパーソンの行為に関する事項

(オンブズパーソンの責務)

- 第5条 オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護する者として、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市政の改善を図る他の諸機関と有機的な連携を図り、その役割を効果的に果たすように努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、その地位又はその職務の遂行を政党、政治的目的又は営利の目的のために利用してはならない。
- 4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第6条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第7条 市民その他この制度を利用する者は、第1条に規定するオンブズパーソンの設置の目的を達成するため、この制度が適正かつ円滑に運営されるよう協力しなければならない。

(オンブズパーソンの組織等)

第8条 オンブズパーソンの定数は、2人とする。

- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、次に掲げる者と兼ねることができない。

- (1) 衆議院議員又は参議院議員
- (2) 地方公共団体の議会の議員又は長
- (3) 政党その他の政治団体の役員
- (4) 地方公共団体の常勤の職員又は再任用短時間勤務職員

2 市と特別な利害関係を有する事業者又は団体の役員は、オンブズパーソンとなることができない。

(解属)

第10条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務の違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合は、議会の同意を得てこれを解属することができる。

2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解属されることがない。

(苦情の申立て)

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、市政に関する苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による苦情の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、当該書面によることができない場合は、規則で定める方法により行うことができる。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 申立てをしようとする苦情の趣旨及び理由
- (3) 苦情の申立ての原因となった事実のあった年月日
- (4) その他規則で定める事項

3 第1項の規定による苦情の申立ては、代理人により行うことができる。

(苦情の調査)

第12条 オンブズパーソンは、前条の規定による苦情の申立てがあつたときは、当該苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、速やかに当該苦情を調査しなければならない。

- (1) 第4条各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき。
- (2) 苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。)が苦情の申立ての原因となった事実について利害関係を有しないとき。
- (3) 苦情の内容が当該苦情の申立ての原因となった事実のあった日の翌日から起算して1年を経過しているものであるとき。ただし、1年を経過しているものであることについてオンブズパーソンが正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 虚偽その他正当な理由がないとオンブズパーソンが認めるとき。
- (5) その他調査することが適当でないとオンブズパーソンが認めるとき。

2 オンブズパーソンは、前項各号のいずれかに該当すると認めて苦情を調査しないときは、その旨を書面により速やかに苦情申立人に通知しなければならない。

(調査の通知)

第13条 オンブズパーソンは、苦情等の調査をするときは、その旨を書面により関係する市の機関に通知するものとする。

(調査の中止)

第14条 オンブズパーソンは、苦情等の調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止することができる。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により苦情等の調査を中止したときは、次の各号に掲げる苦情等の区分に応じ、当該各号に定めるものに対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

(1) 申立てに係る苦情 苦情申立人及び前条の規定による通知をした市の機関

(2) 自己の発意に基づき取り上げた事案 前条の規定による通知をした市の機関

(調査の方法)

第15条 オンブズパーソンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査することができる。

2 オンブズパーソンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に質問し、事情を聴取し、又は実地調査することについて協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、専門機関に調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。

(調査結果等の通知)

第16条 オンブズパーソンは、苦情等の調査の結果及び当該苦情等の処理の内容を次の各号に掲げる苦情等の区分に応じ、当該各号に定めるものに対し、書面により速やかに通知しなければならない。

(1) 申立てに係る苦情 苦情申立人及び第13条の規定による通知をした市の機関

(2) 自己の発意に基づき取り上げた事案 第13条の規定による通知をした市の機関

(意見の表明、勧告及び提言)

第17条 オンブズパーソンは、苦情等の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、意見の表明、勧告又は提言をすることができる。

(意見の表明、勧告及び提言の尊重)

第18条 前条の規定により意見の表明、勧告又は提言を受けた市の機関は、当該意見の表明、勧告又は提言を尊重しなければならない。

(改善の状況の報告等)

第19条 市の機関は、第17条の規定により意見の表明、勧告又は提言を受けた場合は、当該意見の表明、勧告又は提言を受けた日の翌日から起算して60日以内に、運用の改善の状況、是正等の措置の状況又は制度の改善の状況についてオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、運用の改善を行うこと、是正等の措置を講ずること又は制度の改善を行うことができない特別の理由があるときは、当該理由を報告しなければならない。

2 市の機関は、第17条の規定により意見の表明、勧告又は提言を受け、運用の改善を行い、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行おうとする場合で前項前段の規定による報告をする時まで当該運用の改善、是正等の措置又は制度の改善を完了することができないときは、同項前段の規定による報告にその理由を付するとともに、当該運用の改善、是正等の措置又は制度の改善の完了後速やかにその旨をオンブズパーソンに報告しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る苦情の調査について前2項の規定による報告があったときは、その旨を書面により速やかに苦情申立人に通知しなければならない。

(意見の表明、勧告、提言等の内容の公表)

第20条 オンブズパーソンは、第17条の規定により意見の表明、勧告若しくは提言をしたとき又は前条第1項若しくは第2項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

2 オンブズパーソンは、前項の規定による公表をするときは、上越市個人情報保護条例(平成8年上越市条例第2号)の趣旨にのっとり、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(専門調査員)

第21条 オンブズパーソンによる調査を補佐するため、専門調査員を置くことができる。

(事務局)

第22条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、オンブズパーソン事務局を置く。

(職務遂行状況の報告等)

第23条 オンブズパーソンは、毎年、職務の遂行の状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に第8条第2項の規定により委嘱するオンブズパーソンのうち市長が指定する1人の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、これを2年とする。

○上越市パブリックコメント実施要綱

平成15年4月1日実施

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を進め、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とするパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、本市の計画、条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、当該案について市民等から寄せられた意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(対象計画等)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定若しくは制定又は変更若しくは改廃（以下「策定等」という。）とする。

- (1) 本市の基本的な計画、指針等
- (2) 本市の憲章、宣言等
- (3) 本市の理念等を定める条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の徴収に関するものを除く。）
- (4) 公共の用に供される施設（その利用が特定の地域の利用に限られるものを除く。）の建設に係る計画
- (5) その他パブリックコメントの対象とすることが適当と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメントの対象としないことができる。

- (1) 急を要するもの、軽易なもの又は行政の裁量の余地のないもの
- (2) 審議会その他の附属機関等がパブリックコメントと同様の手続を経て意思決定を行ったものに基づき、実施機関が意思決定を行うもの
- (3) 法令等により縦覧その他のパブリックコメントと同等の効果を有すると認められる手続を義務付けられているもの

(意見を提出することができるもの)

第4条 次に掲げるものは、計画等の案について意見を提出することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び市内に存する学校に在学する個人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画等に具体的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(実施機関)

第5条 パブリックコメントを実施する機関（以下「実施機関」という。）は、市長、教育委員会、選挙管理委員会及びガス水道局とする。

(計画等の案等の公表)

第6条 実施機関は、計画等の策定等を行おうとするときは、当該計画等の意思決定を行う前におおむね1月

の意見の提出の期間を設けて、計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案を審議会その他の附属機関等で審議した場合にあっては、その答申等の概要
- (3) その他計画等の案の内容を説明するために必要な資料

3 実施機関は、前2項の規定により公表する内容が相当量に及ぶときは、公表する内容の全部の閲覧方法を明示した上で当該内容の一部を省略して公表することができる。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、計画等の案及び資料を本市のホームページに掲載し、並びに市政情報コーナー及び当該計画等の実施機関の事務所に備え付けることにより行うものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、本市の広報への掲載、報道機関への情報提供等により計画等の案が市民等に周知されるよう努めるものとする。

(意見の提出の方法)

第8条 意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他適当と認められる方法により行うものとする。

2 意見を提出するものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び電話番号を明らかにするものとする。

(意思決定に当たつての意見の考慮等)

第9条 実施機関は、提出された意見を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要（上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号）第6条に規定する非公開情報を除く。）及び提出された意見に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 実施機関は、提出された意見を受けて計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を公表しなければならない。

4 第7条の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に立案の過程にある計画等でパブリックコメントを実施する暇がないものについては、この要綱の規定を適用しないことができる。

○上越市財政状況の公表に関する条例

昭和46年4月29日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項に規定する財政状況の公表に関する文書(以下「財政状況」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況は、毎会計年度4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月末日までに公表するものとする。

2 災害その他避けることのできない理由により、前項に規定する期限に公表できないときは、市長は理由のやんだときから1月以内に公表しなければならない。

(財政状況の内容)

第3条 財政状況には、次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
 - (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項
- (公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、上越市広報に登載して行うものとする。

2 財政状況は、公表された日から6月間何人も市長の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表の手続きについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○審議会の設置等に関する指針（抜粋）

平成14年12月18日実施

(委員の委嘱)

第5条 審議会を組織する者（以下「委員等」という。）の委嘱に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 審議会の設置目的を踏まえ、幅広い分野及び年齢層から選任すること。
- (2) 委員等の全部又は一部を公募により選任するよう努めること。
- (3) 関係団体等から委員等を選任する場合は、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから選任するよう努めること。
- (4) 関係団体等の推薦に基づき委員等を選任する場合は、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから推薦するよう当該関係団体等に働きかけること。
- (5) 同一人物を6以上の審議会の委員等に選任しないこと。ただし、やむを得ず6以上の審議会の委員等に選任する必要がある場合は、行革推進室長に協議すること。
- (6) 審議会の女性の委員等の割合が次に掲げる年度までに次に定める割合以上となるよう努めること。

ア 平成16年度 35パーセント

イ 平成19年度 45パーセント

ウ 平成22年度 50パーセント

2 委員等の任期満了に伴う改選に当たっては、専門性等に支障がない範囲で一定割合で新任の委員等を選任することにより審議会の活性化を図るものとする。

自治基本条例の内容と各市町村における取組みの対応関係

自治基本条例の内容		各市町村における取組み				
		上越市	安塚町	浦川原村	大島村	
地域運営の原則	理念・目的					
	まちづくりへの参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例 ・上越市男女共同参画基本条例 ・上越市環境基本条例 ・上越市人にやさしいまちづくり条例 ・上越市景観条例 				
地域運営の原則	まちづくりにおける協働の原則・過程 政策の基本原則・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市景観条例(再掲) ・上越市市民憲章 ・非核平和友好都市宣言 ・地球環境都市宣言 ・上越市民ごみ憲章 ・上越市民みどりの憲章 ・男女共同参画都市宣言 ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例 ・謙信公アカデミー条例 ・上越市人にやさしいまちづくり条例(再掲) ・上越市食料・農業・農村基本条例 ・上越市景観条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい安塚町の風景を守り育てる条例 		<ul style="list-style-type: none"> ・美しい大島村の風景を守り育てる条例 ・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例 ・大島村防犯推進に関する条例 	
	権利・役割・責務	行政(首長)・議会の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・謙信公アカデミー条例(再掲) ・上越市人にやさしいまちづくり条例(再掲) ・上越市景観条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい安塚町の風景を守り育てる条例(再掲) 		<ul style="list-style-type: none"> ・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲)
		市民の権利と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人にやさしいまちづくり条例(再掲) ・上越市食料・農業・農村基本条例(再掲) ・上越市景観条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい安塚町の風景を守り育てる条例(再掲) 		<ul style="list-style-type: none"> ・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲)
		事業者の権利と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人にやさしいまちづくり条例(再掲) ・上越市食料・農業・農村基本条例(再掲) ・上越市景観条例(再掲) 			<ul style="list-style-type: none"> ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲)
	権利・役割・責務	コミュニティとまちのかかわり 市民活動団体への支援とその責務				
		情報公開・共有等	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開に関する条例 ・上越市情報公開条例 ・上越市個人情報保護条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・安塚町政治倫理の確立のための安塚町長の資産等の公開等に関する条例 ・安塚町情報公開条例 ・安塚町個人情報保護条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理の確立のための浦川原村長の資産等の公開に関する条例 ・浦川原村情報公開条例 ・浦川原村個人情報保護条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・大島村長の資産等の公開に関する条例 ・大島村情報公開条例 ・大島村個人情報保護条例
		手続保障	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等 ・住民投票・市民投票 ・財政(情報の公開・共有) ・行政評価 ・総合計画策定等における市民参加や委員公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市行政手続条例 ・オンブズパーソン条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・安塚町行政手続条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦川原村行政手続条例
	その他	自治体外部との連携				
		改正手続・本条例の位置付け				

注 ここでは各市町村の例規集に搭載されている「条例・憲章・宣言」を取り上げた。上越市については前回配布資料を整理し直している(今回は今回新たに追加した取組み。)

上越市創造行政研究所調べ

自治基本条例の内容		各市町村における取組み				
		牧村	柿崎町	大潟町	頸城村	吉川町
地域運営の原則	理念・目的					・吉川町まちづくり基本条例
	まちづくりへの参加の推進			・大潟町活力ある町づくり推進条例		・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
	まちづくりにおける協働の原則・過程			・大潟町環境基本条例		・吉川町環境基本条例
	政策の基本原則・方針	・牧村交通安全に関する条例	・柿崎町民憲章	・大潟町民憲章	・頸城村民憲章	・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
	・牧村防犯推進に関する条例		・大潟町環境基本条例(再掲)		・吉川町環境基本条例(再掲)	
			・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(再掲)		・吉川町生活環境の保全に関する条例	
権利・役割・責務	行政(首長)・議会の役割と責務	・牧村交通安全に関する条例(再掲)		・大潟町環境基本条例(再掲)	・頸城村交通安全の保持に関する条例	・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
		・牧村防犯推進に関する条例(再掲)		・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(再掲)		・吉川町環境基本条例(再掲)
						・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲)
	市民の権利と責務	・牧村交通安全に関する条例(再掲)		・大潟町環境基本条例(再掲)	・頸城村交通安全の保持に関する条例(再掲)	・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
		・牧村防犯推進に関する条例(再掲)		・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(再掲)		・吉川町環境基本条例(再掲)
						・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲)
	事業者の権利と責務	・牧村交通安全に関する条例(再掲)		・大潟町環境基本条例(再掲)		・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
		・牧村防犯推進に関する条例(再掲)		・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(再掲)		・吉川町環境基本条例(再掲)
						・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲)
	コミュニティとまちのかかわり					
	市民活動団体への支援とその責務					
	情報公開・共有等	・牧村長の資産等公開条例	・政治倫理の確立のための柿崎町長の資産等の公開に関する条例	・大潟町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例	・政治倫理の確立のための頸城村長の資産等の公開に関する条例	・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
・牧村情報公開条例		・柿崎町情報公開条例	・大潟町情報公開条例	・頸城村情報公開条例	・吉川町長の資産等の公開に関する条例	
・牧村個人情報保護条例		・柿崎町個人情報保護条例	・大潟町個人情報保護条例	・頸城村個人情報保護条例	・吉川町情報公開条例	
					・吉川町個人情報保護条例	
手続保障	パブリックコメント等	・牧村行政手続条例	・柿崎町行政手続条例	・大潟町行政手続条例	・頸城村行政手続条例	・吉川町行政手続条例
	住民投票・市民投票			・大潟町の合併についての意思を問う住民投票条例		・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
	財政(情報の公開・共有)	・牧村「財政事情」の作成及び公表に関する条例	・柿崎町財政事情の作成及び公表に関する条例	・大潟町財政状況の作成及び公表に関する条例	・頸城村財政事情の作成及び公表に関する条例	・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
						・吉川町財政状況の公表に関する条例
	行政評価					・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
総合計画策定等における市民参加や委員公募						
その他	自治体外部との連携					・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
	改正手続・本条例の位置付け					・吉川町まちづくり基本条例(再掲)

自治基本条例の内容		各市町村における取組み				
		中郷村	板倉町	清里村	三和村	名立町
地域運営の原則	理念・目的					
	まちづくりへの参加の推進	・中郷村環境基本条例	・板倉町環境基本条例		・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例 ・三和村環境基本条例	
	まちづくりにおける協働の原則・過程					
	政策の基本原則・方針	・中郷村の村民憲章	・板倉町町民憲章	・清里村民憲章	・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲)	・名立町民憲章の制定
		・中郷村環境基本条例(再掲)	・板倉町環境基本条例(再掲)		・三和村環境基本条例(再掲)	
		・中郷村交通安全条例	・板倉町の自然環境を守る条例 ・板倉町交通安全条例			
権利・役割・責務	行政(首長)・議会の役割と責務	・中郷村環境基本条例(再掲)	・板倉町環境基本条例(再掲)		・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲)	・名立町交通安全条例
		・中郷村交通安全条例(再掲)	・板倉町の自然環境を守る条例(再掲) ・板倉町交通安全条例(再掲)		・三和村環境基本条例(再掲) ・生活環境保全基本条例 ・みどりの台地の環境を守る条例 ・三和村交通安全条例	
	市民の権利と責務	・中郷村環境基本条例(再掲)	・板倉町環境基本条例(再掲)		・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲)	・名立町交通安全条例(再掲)
		・中郷村交通安全条例(再掲)	・板倉町の自然環境を守る条例(再掲) ・板倉町交通安全条例(再掲)		・三和村環境基本条例(再掲) ・生活環境保全基本条例(再掲) ・みどりの台地の環境を守る条例(再掲) ・三和村交通安全条例(再掲)	
	事業者の権利と責務	・中郷村環境基本条例(再掲)	・板倉町環境基本条例(再掲)		・三和村環境基本条例(再掲) ・生活環境保全基本条例(再掲) ・みどりの台地の環境を守る条例(再掲) ・三和村交通安全条例(再掲)	
	コミュニティとまちのかかわり					
	市民活動団体への支援とその責務					
	情報公開・共有等	・中郷村政治倫理の確立のための村長の資産等の公開に関する条例	・政治倫理の確立のための板倉町議会議員及び町長等の資産公開に関する条例	・清里村長の資産等公開条例	・政治倫理の確立のための三和村長の資産等の公開に関する条例	・政治倫理の確立のための名立町長の資産等の公開に関する条例
		・中郷村情報公開条例	・板倉町情報公開条例	・清里村情報公開条例	・三和村情報公開条例	・名立町情報公開条例
・中郷村個人情報保護条例		・板倉町個人情報保護条例	・清里村個人情報保護条例	・三和村個人情報保護条例	・名立町個人情報保護条例	
手続保障	パブリックコメント等	・中郷村行政手続条例	・板倉町行政手続条例	・清里村行政手続条例	・三和村行政手続条例	・名立町行政手続条例
	住民投票・市民投票					
	財政(情報の公開・共有)	・中郷村財政状況の公表に関する条例	・板倉町「財政事情」の作成及び公表に関する条例	・清里村「財政事情」の作成及び公表に関する条例	・三和村財政事情の作成及び公表に関する条例	・名立町財政状況の公開に関する条例
	行政評価					
	総合計画策定等における市民参加や委員公募					
その他	自治体外部との連携					
	改正手続・本条例の位置付け					

自治体・大潟町憲章条例（案）

【第 1 章 町の成り立ち】

(町の名称)

第 1 条 本町の名称を「^{おおがたまち}大潟町」とする。

〔名称変更＝昭和 32 年 8 月 1 日 条例第 48 号〕

2 本町の変遷及び名称変更の経過については〔別表－1〕に記す。

(大潟町の位置、面積)

第 2 条 大潟町の位置及び面積は次の表のとおりとする。

位 置		広 ぼ う		面 積 平方キロ
東 経	北 緯	東 西	南 北	
138 度 18 分 30	37 度 13 分 52	6.25 キロ	4.18 キロ	16.32

2 (参考) 広ぼうにおける東西、南北は、最長をいう。

(町の大字)

第 3 条 大潟町は 32 の大字を有する。

2 大字名は〔別表－2〕のとおりである。

3 前項の大字名は、平成 2 年 4 月 1 日現在のものである。

(役場の設置)

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 4 条に規定する大潟町の事務所として「大潟町役場」の位置を次に定める。

新潟県中頸城郡大潟町大字土底浜 1,081 番地の 1

【第 2 章 町の重要事項の公布及び公表】

(公告式の執行及び掲示場)

第 5 条 自治法第 16 条の規定により大潟町の公告式は「大潟町役場」において執行し、公布及び公表は「役場前の掲示場」に掲示する。

(公告式条例及び規則)

第 6 条 公告式に関する事項は、別に定める「大潟町公告式条例」（昭和 39 年 12 月 22 日条例第 28 号）及び「大潟町公告式規則」による。

【第 3 章 大潟町の休日】

(町の休日)

第 7 条 次に各号に掲げる日は「町の休日」とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日間での日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、町の休日に町の機関がその所掌事務を遂行することを防ぐものではない。

(期限の特例)

第8条 町の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが町の休日に当たるときは、町の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(施行期日)

第9条 【第3章 大潟町の休日】は、平成4年12月1日から施行する。

【第4章 町の象徴】

(大潟町の町章)

第10条 本町の町章を次のとおり制定する。〔昭和32年9月1日制定〕



〔意匠説明〕

輪郭は大潟町の大を図案化して、躍進を象徴し、内に潟の文字を配した。

(町民憲章)

第11条 本町の町民憲章を次のとおり制定する。〔昭和62年9月23日制定〕

わたくしたちは、はるか米山・妙高をのぞみ、洋々たる日本海、
緑ゆたかな大地と清らかな湖沼に恵まれた大潟の町民です。

わたくしたちは、先人の多くの遺業に感謝し、未来に向かって躍
進する住みよい町をつくるため、ここに憲章を定めます。

- 1 たがいに学び合い 文化の高い町にしましょう
- 1 丈夫なからだをつくり いきいきと働く町にしましょう
- 1 明るいあいさつをかわし きまりを守る町にしましょう
- 1 あたたかく 思いやりにみちた町にしましょう
- 1 まわりを美しく 自然を大切にす町にしましょう

(大潟町を表現するシンボルマーク及びロゴマーク)

第12条 本町を親しみやすくわかりやすく表現し、もって町及び町民として誇りをも
って町内外で用いるために、本町のシンボルマーク及びロゴマークを次のとおり制
定する。

シンボルマーク

ロゴマーク



自然をいかし いのちを活かす町
O-GATA

(町の木、町の花、町の鳥)

第 13 条 本町の歴史、風土及び環境などと調和し、町民が慣れ親しみ、ひとしく愛でる象徴としての「町の木」「町の花」「町の鳥」を次のとおり定める。〔平成 9 年 4 月 1 日指定〕

- 1 町の木 「 松 」
- 1 町の花 「卯の花」
- 1 町の鳥 「白 鳥」

(町民愛唱歌)

第 14 条 本町の式典、行事、祭り、その他町民の集まり等で、大潟町を称え、大潟町を鼓舞する愛唱歌を「町民歌」として定める。

2 町民愛唱歌は、平成 年 月 日に制定する。

【第 5 章 町政の執行機関】

(町長)

第 15 条 大潟町長は町政を統轄し、大潟町を代表する。〔自治法第 139 条第 2 項による〕

- 2 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。
- 3 町長は、地方自治法の定めとともに、大潟町例規集に収録された条例、規則、規程及び要綱に基づいて町政執行にあたらなければならない。

(助役)

第 16 条 町長は議会の承認を得て、大潟町に助役を 1 人選任する。〔自治法第 161 条第 2 項及び第 3 項による〕

- 2 町長は、議会に諮り、本条例を改正して助役を複数選任することができる。この場合助役の席次をあらかじめ定めなければならない。〔自治法第 152 条第 2 項による〕
- 3 町長は、町長が監督する職員の担当事務を、助役が分掌して監督するよう指定することができる。
- 4 町長は、地方自治法の定めとともに、大潟町例規集に収録された条例、規則、規定及び要綱に基づいて町政執行にあたらなければならない。

(収入役)

第 17 条 町長は議会の承認を得て、大潟町に収入役を 1 人選任する。〔自治法 168 条第 2 項による〕

- 2 町長は、地方自治法の定めとともに、大潟町例規集に収録された条例、規則、規定及び要綱に基づいて町政執行にあたらなければならない。

(町政執行事務部局)

第 18 条 町は、町政の実務・事務を執行するために、「課設置条例」等の事務分掌を定める。〔自治法第 158 条第 7 項による〕

(諮問、調査及び研究等に関する機関)

第 19 条 町は、審議会、審査会、調査会、研究会その他の付属機関及びこれに類するものを設置し、広く町民、有識者、専門学識者及び他の行政機関の担当者の諮問、提言、助言及び調査・研究結果を求めることができる。

2 前項の機関等の委員には、公募の委員が参加できるよう努めなければならない。

【第 6 章 その他の執行機関】

(委員会)

第 20 条 自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項により、委員会を次のとおり設置する。

- ① 教育委員会
- ② 選挙管理委員会
- ③ 人事委員会＝新潟県公平委員会に委任する。
- ④ 農業委員会
- ⑤ 固定資産評価審査委員会

【第 7 章 広域連携及び広域行政】

(交流と連携)

第 21 条 町及び町民は、文化活動、教育事業、経済活動、環境整備活動その他日常生活において、近隣市町村はじめ広く国内、国際の場において交流、連携に努める。

2 町及び町民は、町内の行事、事業、活動等において、特別に制限する場合を除いて、性別、居住地、障害者、その他の差別・区別の理由をもって、参加を制限することなく、なにびとも交流、連携に努めなければならない。

(自治体、行政機関との連携)

第 22 条 町は、他の自治体、国及びその他の行政機関との広域的な連携を積極的にすすめる、施設の共有・共同使用、行政執行組織・機関の設置及び情報・知識の交換、交流に努めなければならない。

(広域行政機関・組織への参加)

第 23 条 町は、広域行政に関する機関、組織及び組合（法令に定めるものを除く）、その他広域にわたっての協議会、共同設置及び事務の委託等に、町が新たに参加しようとするとき、又は脱会及び解散しようとするときは、議会に諮り、承認を得るものとする。

2 広域行政機関の組織に参加した場合、内容について報告に努める。

(町が加入する広域行政)

第 24 条 町が加入している広域行政は〔別表－3〕に定める。

【第 8 章 住民・地域組織と行政の連携】

(行政区)

第 25 条 町政の地域単位として、おおむね大字の地域をもって「行政区」とする。

2 平成 14 年 4 月 1 日現在の行政区は、〔別表－4〕による区域割とする。

3 町は、各行政区の「区長」を「自治会長」として委嘱し、もって住民と相互連絡

を密接にし、行政事務の効率的運営及び住民要望の具現化を図る。

(組)

第 26 条 行政区に、住民が区長と協議して「組」を編成する。

2 町は、区長とともに行政が円滑にすすむよう「組長」を「自治会委員」として委嘱する。

(地域の行政体制)

第 27 条 第 25 条及び第 26 条の行政区、組に対する必要な事項は、規則に定める。

【第 9 章 議事機関及び町民参画】

(議会)

第 28 条 町に、大潟町議会を置く。〔自治法第 89 条による。〕

(議会議員の定数)

第 29 条 大潟町議会の議員は 18 人とする。〔自治法第 90 条による。〕

(議会の重要事項議決に関すること)

第 30 条 自治法第 96 条第 1 項に定める議決事件に加えて、同条第 2 項により町が議会の議決に付すべきものは、次のとおりとする。

- ① 第 23 条の広域行政機関、組織等への参加、脱会及び解散に関すること。
- ② 「町総合計画」に関する「基本計画」及びこれらに関連する全ての計画、予算に関すること。
- ③ 「第 3 セクター」の設置に関する計画案及び役員に関すること。
- ④ 町政の大規模事業計画、長期計画による国・県との関連事業及び広範な町民に大きな影響を及ぼす開発計画等の「基本構想及び実施計画」に関すること。

【第 10 章 住民投票】

(住民投票制度)

第 31 条 大潟町の重要な政策、町の現在・将来にかかわる重要事項の選択等について、直接、町民の意思、総意を確認するため、及び重要施策の決定を諮るために「大潟町住民投票制度」を設ける。

(住民投票の条例化)

第 32 条 住民投票に付すべき重要事項の内容、有権者に関することその他住民投票の実施に必要な事項は、「大潟町住民投票条例」の定めによる。

(住民投票結果の効力)

第 33 条 町は、条例に基づいて住民投票を実施するときは、住民投票結果の取り扱いについてあらかじめ明らかにするとともに、投票結果の効力は「大潟町住民投票条例」の定めによる。

【第 11 章 総合計画】

(総合計画の策定)

第 34 条 町は、自治法第 2 条第 4 項に基づく「総合的かつ計画的な行政の運営を図る

ための基本構想」としての『大潟町総合計画』を策定する。

(基本構想、基本計画)

第 35 条 総合計画は、「第 1 章 基本構想」「第 2 章 基本計画」を策定する。

2 総合計画は、おおむね 10 年間を見通した計画とし、さらに前期 5 年間と後期 5 年間にわけて、具体的計画及び将来構想を明確にしなければならない。

(実施計画)

第 36 条 「基本計画」策定に際して「実施計画」を備えるものとし、「実施計画」は 3 年間の具体的期日、実施手順、及び実施計画予算の概要を示すものとする。

2 3 年間の実施計画は、毎年これを見直し、常に具体性の高い計画としなければならない。

(実施計画の公表)

第 37 条 町は『総合計画』の 3 年間の実施計画について、議会に説明するとともに町民に公表しなければならない。

(町民参加及び計画策定の公表)

第 38 条 町は、総合計画を策定する時及び改定する時は、あらかじめその手続きを示し、次の事項を公表して、町民の意見聴取及び町民参加に努めなければならない。

- (1) 計画の概要＝計画すべき事項、施策等について
- (2) 計画策定の手順、日程
- (3) 審議会等の改革策定にかかわる個人、組織、部署、機関に関すること
- (4) 町民参加の規模、道筋及び意見聴取に関すること
- (5) その他、計画策定に必要な事項

(総合計画案の公開)

第 39 条 町は、総合計画の案がまとまった時は、議会承認をもとめる 30 日以上前に町民に公開し、議会承認を得た『総合計画』は公表しなければならない。

【第 12 章 町民参画の協働町づくり】

(町づくりの町民参加)

第 40 条 町民は、町づくりに参画する権利を有し、町づくりの主体であることを自覚して積極的に参加するよう努め、その行動と発言に責任をもたなければならない。

(町民参画の推進体制)

第 41 条 町は、町民が公平・公正に町づくりに参画するための機会を保証し、参画への道筋を明らかにし、町民と協働の町づくりを推進しなければならない。

【第 13 章 情報の共有と公開】

(情報の収集及び管理)

第 42 条 町は、行政における全ての情報、資料、記録、及び町づくりに関する情報等を性格且つ適正に収集し、速やかにこれを利用、提供できるよう統一された基準により整理し、目的外その他不適正使用できないよう厳正なる管理、保存しなければならない。

(個人情報保護)

第 43 条 町は、個人、法人及び団体等の、正当に守られなければならない権利及び利益が侵害されることのないよう個人等の情報の収集、利用・使用、提供、管理及び保存について必要な措置を講じなければならない。

(情報共有のための方法、制度)

第 44 条 町は、町民と行政が情報共有をすすめるため、次に掲げる事項について、これらの公表、利用・使用の方法、統一された基準による公開の制度等をあらかじめ定めなければならない。

- (1) 町の仕事に関する情報を分かりやすく提供、啓もうする方法及び制度
- (2) 町民生活に密接な情報、地域住民にかかわる環境の情報等を分かりやすく提供、啓もう及び指導する方法及び制度
- (3) 町が主催するもの、その他町が関係する会議・会合に関する内容、記録を公表・公開する方法及び制度
- (4) 町民の意見、提言等町づくりに反映させるために提供された内容、記録を公表・公開する方法及び制度

(情報公開制度の条例化)

第 45 条 町は、町が保有する文書その他の記録等を、請求に基づいて公開するための制度を『大潟町情報公開条例』において定めなければならない。

【第 14 章 名誉町民】

(名誉町民)

第 46 条 広く国際社会、日本国内における功績・実績により社会の敬愛と尊敬を受けると認められる場合、及び本町の政治、経済、文化、社会、その他にわたって町の振興に寄与し、その功労が顕著であると認められる本町の町民、又は本町に縁のある者に対して「大潟町名誉町民」(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。

(名誉町民の推薦)

第 47 条 名誉町民は、町長が推薦し、議会に諮って決定する。

(待遇)

第 48 条 名誉町民に対して、次の待遇を行う。

1. 町の式典の参列
2. 相当の礼をもってする金品の贈呈
3. 相当の礼をもってする慶弔

(名誉町民の死亡の場合)

第 49 条 名誉町民に推薦するものが死亡している場合は、その待遇を名誉町民の遺族に対して行うことができる。

(記録)

第 50 条 名誉町民は、その由来、経歴・経過を町名鑑に記録し、所定の期間保存する。

【第 15 章 表彰・功労】

(褒章)

第 51 条 本町の町民で、善行等町民に推奨するにふさわしい行為をなした者、活動の功績が著しい者、町民の模範となるべき者、及び町の行政に積極的に協力した者に対して、町長はこれを表彰及び褒賞する。

(表彰及び褒章の基準)

第 52 条 表彰及び褒章は、団体又は個人に対して行うものとし、「第 2 章 名誉町民」に準じて「大潟町表彰及び褒章規則」を定め、対象者等の基準とする。

【第 16 章 委任】

(条例、規則への委任)

第 53 条 この総括条例に定められたもののほか、町行政及び町づくりに関する必要な事項は、この条例に基づいて各分野、各性質別に定められるそれぞれの条例及び規則による。

【附則】

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 大潟町の休日进行を定める条例（平成元年条例第 44 号）は廃止する。

第 3 条 大潟町名誉町民条例は（48 年条例第 69 号）は廃止する。

〔別表－ 1 〕

本町の変換及び名称変更

第 1 条 町村の配置分合＝〔昭和 30 年 3 月 30 日、総理府告示第 747 号〕

◎ 地方自治法第 7 条第 1 項の規定により、新潟県中頸城郡吉川村、源村及び旭村を廃し、吉川村及び源村並びに旭村大字梶、大滝新田、下八幡新田、坪野内新田、神田町新田、長沢新田、西野島、町田、六万分、田尻、及び山方の区域をもって吉川町を置き、旭村大字内雁子、内雁子新田、山鶴島新田、鶴田中新田、米倉新田、高橋新田、及び和泉新田の区域を潟町村に編入する旨、新潟県知事から届出があった。

右の配置分合は、昭和 30 年 3 月 31 日からその効力を生ずるものとする。

2. 村を町とする処分＝〔昭和 32 年 7 月 31 日、総理府告示第 346 号〕

◎ 地方自治法第 8 条第 3 項の規定により、新潟県中頸城郡潟町村を潟町町とする旨、新潟県知事から届出があった。

右の処分は、昭和 32 年 8 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

3. 町の名称変更＝〔昭和 32 年 8 月 20 日、総理府告示第 381 号〕

◎ 地方自治法第 3 条第 4 項の規定により、昭和 32 年 8 月 1 日から新潟県中頸城郡潟町町の名称を大潟町に変更することを許可した旨、新潟県知事から報告があった。

◎ 昭和 32 年 8 月 1 日から新潟県中頸城郡潟町町の名称を大潟町に変更することを許可した。

4. 名称変更＝〔昭和 32 年 8 月 1 日、条例第 48 号〕

- ◎ 本町の名称「潟町町」を「大潟町」に変更する。

〔別表－2〕

町の大字

大字 三立会	〃 潟田
〃 浜雁子新田	〃 岩野古新田
〃 雁子浜	〃 岩野（元. 3. 8 名称新設）
〃 九戸浜	〃 長崎
〃 潟町	〃 吉崎新田
〃 四ッ屋浜	〃 吉崎（元. 3. 8 名称新設）
〃 土底浜	〃 鵜田中新田
〃 下小船津浜	〃 山鵜島新田
〃 下小舟戸新田	〃 里鵜島新田
〃 上小船津浜	〃 上潟（元. 3. 8 名称新設）
〃 川北（36. 11. 28 名称新設）	〃 米倉新田
〃 浜江（59. 9. 1 名称新設）	〃 高橋新田
〃 渋柿浜	〃 和泉新田
〃 潟守新田	〃 東潟（元. 3. 8 名称新設）
〃 犀潟（昭和 32. 12. 1 名称変更）	〃 内雁子
〃 蜘蛛ヶ池	〃 内雁子新田

〔別表－3〕

大潟町の広域行政

1. 協議会

- 上越地域広域視聴覚教育協議会（昭和 49 年）
- 頸北町村連絡協議会（平成 年）

2. 共同設置

- 上越地域予防接種健康被害調査委員会共同設置（昭和 55 年）
- 介護保険認定審査会

3. 事務の委託

- 上越市と大潟町との休日急患診療事務の委託（昭和 57 年）

4. 一部事務組合

- 新潟県自治会館管理組合（昭和 47 年）
- 新潟県町村人事事務組合（昭和 41 年）
- 新潟県町村退職手当組合（昭和 37 年）
- 新潟県交通災害共済組合（昭和 43 年）
- 上越地方広域事務組合（昭和 44 年）

- 上越広域伝染病院組合（昭和 60 年）
- 上越地域広域行政組合（平成 7 年）
- 頸北斎場施設組合（平成 3 年）
- 上越地域水道用水供給企業団（昭和 51 年）
- 新潟県上越地域消防事務組合（昭和 47 年）
- 新潟県消防団員等公傷組合（昭和 45 年）

4. 公社

- 頸北土地開発公社（昭和 48 年）

〔別表－ 4〕

大潟町の行政区

郵便番号	町道路線番号	行政区	主たる大字	一部含まれる大字及び小字	隣組数
949-3101	100 番	雁子浜	雁子浜		
949-3102	200 番	九戸浜	九戸浜	雁子浜	
949-3103	300 番	潟町 1 区	潟町	四ッ屋浜、土底浜	
		潟町 2 区	潟町		
		潟町 3 区	潟町		
		潟町 4 区	潟町	九戸浜	
		潟町 5 区	潟町	雁子浜、九戸浜、 四ッ屋浜、土底浜	
949-3111	400 番	四ッ屋浜	四ッ屋浜		
949-3112	500 番	土底浜東区	土底浜		
		土底浜中区	土底浜		
		土底浜上区	土底浜		
949-3113	600 番	下小船津浜	下小船津浜		
949-3114	700 番	上小船津浜	上小船津浜		
949-3115	800 番	渋柿浜	渋柿浜		
949-3116	900 番	犀潟	犀潟	潟守新田 949-3137	
949-3117	1000 番	蜘蛛ヶ池	蜘蛛ヶ池		
949-3121		潟田	潟田		
949-3122	1100 番	岩野古新田	岩野		
949-3123		長崎	長崎	吉崎 949-3124	
949-3131	1200 番	潟端 1 区	里鶉島新田	山鶉島新田 949-3125 米倉新田 949-3132	
949-3133		潟端 2 区	高橋新田	和泉新田 949-3134	
949-3135	1300 番	内雁子	内雁子	内雁子新田 949-3136	